

令和3年第4回笠松町議会定例会会議録（第2号）

令和3年12月14日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長	6番	田 島 清 美
副 議 長	4番	尾 関 俊 治
議 員	1番	間 宮 寿 和
〃	2番	關 谷 樹 弘
〃	3番	高 橋 伸 治
〃	5番	川 島 功 士
〃	7番	伏 屋 隆 男
〃	8番	岡 田 文 雄
〃	9番	安 田 敏 雄
〃	10番	長 野 恒 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	古 田 聖 人
副 町 長	川 部 時 文
教 育 長	野 原 弘 康
総 務 部 長	村 井 隆 文
企画環境経済部長	堀 仁 志
住民福祉部長	服 部 敦 美

建設部長兼水道部長	田 中 幸 治
教育文化部長	足 立 篤 隆
会計管理者 兼会計課長	那 波 哲 也
総務課長	佐々木 正 道
環境経済課長	伊 藤 博 臣
福祉子ども課長	花 村 定 行
健康介護課長	今 枝 貴 子
建設課長	森 泰 人
教育文化課長	田 島 茂 樹

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	平 岩 敬 康
書 記	大 堀 ももこ

1. 議事日程（第2号）

令和3年12月14日（火曜日） 午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 第73号議案 笠松町子どもの権利に関する条例について

○議長（田島清美君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 一般質問

○議長（田島清美君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順により、順次質問を許します。

7番 伏屋隆男議員。

○7番（伏屋隆男君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従って質問させていただきます。

今回の質問は3つあるんですが、緊急自然災害防止対策事業及び2つ目が大規模災害時の災害ごみについて、そして3番目が中央公民館の駐車場についての3点でありますので、よろしくお願いをいたします。

まず最初に、緊急自然災害防止対策事業についてであります。9月議会の補正予算で議決した事業で、緊急自然災害防止対策事業として奈良津堤防の舗装工事がありました。

国の国土強靱化対策事業の一環として、本年度から5年間延長されたものですが、この事業は道路整備だけだと認識しておりました。しかし、この事業の趣旨や目的を調査しましたら、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策ということで、道路防災では、のり面・盛土対策、冠水対策等、そして河川・治山、砂防、地滑り、急傾斜地崩壊、農業水利防災、港湾、漁港防災が対象となっているようであります。

そこで、今回は豪雨災害対策として農業水利防災について質問させていただきます。

9月議会で一般質問させていただきました笠松町国土強靱化地域計画の関連として、笠松町内を水害から守るため、排水処理機能を強化する方策として、農業水利の拡幅と排水ポンプを更新できないかということであります。

国の緊急自然災害防止対策事業の中で、先ほども申しましたように、農業水利施設が対象になっており、それを活用することはできると思っておりますが、実現するには諸課題があり、それをクリアしなければなりません。その課題とは、1つ、市町村において水利を準用河川に指定し、排水機場を河川管理施設に位置づける。2つ、緊急自然災害防止対策事業計画を農林水産省に提出し、対象事業としての確認を得る。3つ、農林水産省の確認が得られたら、総務省へ事業に係る記載届、協議等を行う。4つ、手続は都道府県を経由して行うということになっております。

そこで、町長にお尋ねいたします。

まず最初に、羽島用土地改良区が管理している農業水利を笠松町の管理にしなければこの事業の対象となりませんが、町長の考えをお聞かせください。

次に、豪雨災害を防ぐには、木曾川が決壊することを除けば排水機能を強化しなければなりません。町内の側溝を大規模改修する経費もままならないと思いますので、農業水利を改修してキャパシティを大きくすることが肝要と考えますが、町長の考えを示してください。

次に、桜町に羽島用土地改良区が管理している排水ポンプが2か所あり、刑務所の西にある第1排水機場のポンプは昭和6年に製造されたものと昭和48年に製造されたものの2基がありますが、昭和6年製造のポンプは更新しなければならないと考えますが、管理者ではないのですけれども、町長はどう考えますか、お尋ねいたします。

次に、財政的に厳しい状況下では、国・県の補助金を頼ることが肝要と思います。

この事業の発信元は、受皿が都道府県と市町村であることから総務省と事業担当省ですが、笠松町のように小さな自治体では全てを把握することは困難な場合もあることから、常に国や県の補助事業を把握する担当を設けるべきと考えますが、町長の考えを示してください。

2つ目の質問です。

大規模災害時の災害ごみについてであります。近年、国内では豪雨や台風、地震による水害や土砂崩れ、家屋の倒壊などの大規模災害が毎年のように起きております。そして、30年以内に発生する確率が約70%から80%と言われているのが南海トラフによる大地震です。こうした災害には、必ず大量の災害ごみが発生します。

本年10月24日の中日新聞1面に、災害ごみと格闘延々と題した記事が掲載されておりました。この記事によると、2011年以降、10年間で起きた大規模災害で発生した災害ごみの処理に1年以上かかった災害が全国で29都道府県に上り、近年の深刻な災害の頻発に伴い、ごみ処理も長期に及ぶ実情が浮き彫りになったと報じております。

中でも処理が長かったのは2016年の熊本地震で、熊本県が2年8か月、平成17年の九州北部豪雨で福岡県が2年8か月、平成18年の西日本豪雨で広島県が2年8か月、同年、北海道地震で北海道が2年3か月ありました。

岐阜県でも、昨年の7月の豪雨により、下呂市などで1年以上要したとのことでした。

9月議会で一般質問しました笠松町国土強靱化地域計画の中で、災害廃棄物処理体制の充実として笠松町災害廃棄物処理計画が記載されてはおりますが、その機能は現実的なものなのか疑問を持ち、今回の質問としたところであります。

それは、本年10月からのごみの有料化に伴い、駆け込み需要として9月に大量の粗大ごみが排出されました。委託業者だけでは処理できず、町職員も動員してそれを一時的に三角駐車場や南事務所、旧給食センターに集約し、処理までに2か月ほど要したのではないかと思います。

大規模災害では、あのときとは比較にならない量となることは言うまでもありません。

そこで、町長にお尋ねします。

まず最初に、笠松町災害廃棄物処理計画では、大規模災害時の廃棄物の量はどのくらいと想定しているのか示してください。

次に、廃棄物の量に対してどの程度の集約場所が必要なのか、また集約場所は笠松町内に確保できるのかお尋ねします。

次に、先ほど述べた9月の大量粗大ごみでは、処理に相当の日数がかかりましたが、大規模災害時での対応では笠松町の委託業者以外にも応援を求めなければならないと思いますが、町長の考え方を示してください。

次に、先ほど述べましたように、長いところは2年8か月かけて処理しておりますが、長期間となることも想定した計画を持っているのかお尋ねいたします。

続いて、3つ目の質問であります。

中央公民館の駐車場であります。中央公民館はコロナワクチン接種もあり、本年5月から利用制限されておりましたが、10月10日をもって制限を解除されました。

また、町民体育館利用者には施設の利用制限はありませんでしたが、大洋電機の社屋、工場の取壊しに伴って、9月頃からコロナワクチン接種と重なるときは駐車場の利用制限がありました。

今後、大洋電機解体や新たな施設、大型量販店と聞き及んでおりますが、完成するまでや完成後の中央公民館、町民体育館利用者の駐車場確保が困難となるおそれがあることから、町長の考え方をお尋ねいたします。

大洋電機移転のお話は以前から聞こえておりましたが、北方町での新社屋、工場も完成したことから、大きく動き出しました。

以前から、中央公民館や町民体育館で大勢の人が参加するイベントを開催する際は、事前に大洋電機の駐車場を貸していただけるようお願いし、イベントの開催に支障もなく行ってきました。

しかし、現状の中央公民館の駐車場だけでは今後の大きなイベント開催は不可能になるおそれがあり、困惑を隠せないところであります。

そこで、町長にお尋ねします。

まず最初に、中央公民館と町民体育館は築50年ほどが経過し、耐震補強もしていなく、老朽化が進み、特に町民体育館は雨漏りがして何度も補修をしておりますが、改善には至っておりません。そして、中央公民館前の駐車場は借地で、年間500万円強を支払っております。こうしたことから、中央公民館と町民体育館は建て替えの時期に来ていると思いますが、大洋電機の移転の情報を入手したとき、町で敷地の一部でも購入する考えはありませんでしたか。お答えください。

次に、今後、大洋電機跡地を購入業者と話し合い、笠松町の施設を造ることは考えられないかお答えください。

次に、現状の駐車場では大きなイベントができないので、駐車場確保対策をどう考えていくのかお答えください。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（田島清美君） 7番 伏屋議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） おはようございます。

寒い朝となりました。今朝は双子座流星群を見て少し心をリフレッシュさせていただきましたので、伏屋議員さんの質問にまずはお答えさせていただきたいと思います。

最初に、農業水利の活用についてのお尋ねでございます。

1点目の、農業水利を町の管理として事業を実施するのかのお答えといたしましては、笠松町内の農業用水路は、3市2町にわたり羽島用水土地改良区により管理されているものであり、この場におきまして町が管理するとか現行の体制を維持するというような答えは控えたいと思いますが、近年の降雨の状況などを鑑みますと、雨水の貯留や排水対策も喫緊の課題であると認識しております。

仮に、用水を町の管理とした移管した場合、この緊急自然災害防止対策事業債を農業水利防災や湛水防除の目的で利用する場合、町単独事業では5年間の総事業費が200万円未満であることから、用水路の補強、漏水等の改修、水門の設置等などの活用が主なものであると思われ、排水の処理機能自体の向上を図ることはできないと思われ。

また、流域治水計画等に位置づけられ、受益面積が30ヘクタール未満、5年間の総事業費がおおむね5,000万円未満の湛水防除事業などはこの起債で事業を実施することは可能となりますが、当町の農水の湛水被害の状況を鑑みまして、この起債の活用は難しいものと思われ。

水害対策としましては、農業施設で可能なことは、農地を健全な状態で保全することにより一時的に雨水を農地にためる、用水路の泥上げなどにより通水状態を保つ等々が必要であります。流域下流部に当たる当町の水害の被害を軽減するためには、農業水利施設で対応するのではなく、町全体の排水対策を検討していく必要があると考えているところであります。

2点目の農業水利の改修により水路断面を広げ、流量を確保することにつきましては、宅地等の隣接するような箇所については水路幅を広げ、深くすることは、隣地に被害が及ばないような構造や強度での設計施工が必要となり、非常に困難な箇所も発生するおそれがございます。また、断面を大きくした場合は、その影響により今までどおり農地に通水できるかどうかを検証する必要もがございます。そのため、農地には本来豪雨時等の一時的な貯水機能がございまして、その能力を十分に発揮させるためにも耕作放棄地にならないような働きかけを継続的に

行い、また将来の土地利用などについても検討していきたいと考えております。

3点目の排水機場のポンプの更新につきましては、羽島用水土地改良区に確認いたしましたところ、直近では平成20年に問題なく稼働したことを確認しております。また、その後の保守点検においても問題は指摘されていないことから、当面は保守をしつつ維持されていくものだと認識しているところであります。

次に、議員の言われるような補助事業などの情報把握をする担当の設置につきましては、限りある職員数であり、また年々事務量が増えている状況下においてこのような担当を設けることは難しいところでありますが、現在では起債であれば主に財政担当課、また個々の補助事業であれば直接県から担当課に対し通知や事務連絡などがございますので、横の連携をこれまで以上に密にし、情報共有に努めていきたいと考えております。

続きまして、大規模災害時の災害ごみについてのお尋ねでございます。

現在の町災害廃棄物処理計画では、南海トラフ巨大地震、4つの内陸直下型地震及び水害を想定しており、その中において、養老・桑名・四日市断層帯による直下型地震が最も当町に影響が大きく、そのときの建築材などの災害ごみ、瓦礫、可燃ごみ、不燃物など、16万4,000トンが発生する想定でございます。

今年9月の燃える大型ごみ回収では約360トンでありましたので、そのときの約450倍の廃棄物が発生する想定であります。

今お答えしました災害廃棄物を中間処理するまでの一時的な置場としての面積は約6万3,000平方メートルが必要であり、北及の運動公園や緑地公園、江川、米野の堤外にある運動場など、合わせて14万6,000平方メートルを中間処理するまでの間の仮置場として計画しているところであります。

災害時の委託業者以外の応援につきましては、主には岐阜県と清掃事業等の団体が締結している広域支援体制に関する協定による調整を行うほか、災害ボランティア等の力を借りながら処理を行うことになると考えております。

災害廃棄物の処理期間につきましては3年以内に行うことを目標としておりますが、その期間内に完了することが困難と見込まれる場合は、国・県と連携し、検討することとなっております。

続きまして、公民館の駐車場について、大洋電機の敷地の購入も含めたお尋ねでございますが、大洋電機笠松工場の移転につきましては、町への正式な事前協議等はなく、平成31年2月の北方町に新たに造成された企業誘致エリアへの進出に伴う土地売買契約と企業立地協定締結の新聞報道により知り得たところであります。

跡地については、令和2年3月上旬に公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、土地所有者が市街化区域内の5,000平米以上の土地を有償で譲り渡そうとする場合、契約を締結する前

に提出される土地有償譲渡届出書により当該土地の譲渡に関する情報を入手しました。

この届出制度は公共用地の計画的な取得を目的としており、届出に記載された土地の譲渡情報を関係部署にて情報共有しましたが、今回は5,000平米を大きく超える一団の土地を一括して取引しようとするもので、その予定価格は非常に高額であり、町の財政調整基金を全て投入してもまだまだ不足が多く、また目的を明確にしない土地の先行取得は現在の行財政運営にふさわしいものではなく、財政負担、並びに公共施設等総合管理計画における今後40年で総量25%の削減目標を鑑みて、町の取得は希望せずと相手方に伝えております。

また、3月下旬には国土利用計画法に基づく土地取引規制制度にのっとり、市街化区域における2,000平米以上の土地取引が締結された後に権利取得者により届出された土地売買等届出にて正式に跡地の取引結果を知りました。

こちらの届出制度は、取引する土地の利用目的が土地利用計画に適合しているのかを行政が審査する制度であり、今回の取引は県と町ともに適切な利用との判断をしております。

なお、今回の一連の届出において、町による土地取得の是非や利用目的の適合判断に係る情報のみを関係部署で情報共有しており、権利取得者の氏名や地籍面積、譲渡価格、利用目的等については関係以外には共有しておりませんので、本答弁においてもその公表は差し控えさせていただきます。

また、跡地に町施設を建設してはとの御質問ですが、権利取得者は民間企業ですので、細かな事業計画をもって有効的な跡地利用がなされるものと認識しております。

ある程度計画が進んでいるとの想定の中、急遽、計画変更をして町の施設等を建設することは非常に困難であると考えております。

もし、先方より町との連携等の打診がありましたら、協議に応じてまいりたいと考えております。

駐車場不足対策についてであります。中央公民館で大規模なイベントを実施する際、今年10月までは大洋電機の御厚意により駐車場を使用、借用できておりましたが、11月より大洋電機の解体工事が始まった後に美術展や文化フェスタが開催されました。その際の大洋電機の駐車場につきましては、当然、借用することはできず、公民館の駐車場のみで対応しました。台数が限られておりますので、当該イベント以外の公民館施設の貸出しを禁止したことに加え、乗り合わせて来館する旨を依頼したことで、コロナ禍においても滞りなくイベントを実施することができました。

当町としましても、今後もそのような対策を講じるとともに、現状の施設規模に応じた貸出しを行ってまいります。

また、町民運動会等の大規模なイベントを実施する際には、岐阜工業高校の駐車場の借用に加え、その都度、新たな施設と駐車場を拝借できるよう、丁寧をお願いしてまいりたいと考え

ております。

以上で答弁を終わります。

〔7番議員挙手〕

○議長（田島清美君） 7番 伏屋隆男議員。

○7番（伏屋隆男君） ありがとうございます。

それでは、再質問させていただきますけれども、まず最初の緊急自然災害防止対策事業なんですけど、今、羽島用水が管理している面積は非常に大きいわけなんですけれども、全部笠松町に管理替えするということは到底不可能であります。そんな経費も、また維持管理のための経費もかなり膨大になると思いますので、それは不可能だということ。

ただ、町長が答弁でおっしゃったように、やっぱり雨水対策という観点から言うならば、特に松枝地域ですね。今、農業で必要だった田んぼがどんどんなくなってきておるわけですね。そうすると、農業用水自身もあまり必要なくなってきていることも事実なんですよね。

それで、その水利とか、それから常に大雨が降ると道路冠水をするような地域、例えば円城寺の厩舎北側、この2か所ぐらいと、松枝地域というのは面積が広いんですけども、その中でも特に道路冠水とかが頻繁になるような地域ですね、ここの一部だけでも笠松町に管理替えをして、その水利を拡張して大きくすると。

それで、ましてやその国が言っている国土強靱化というのは5年計画ですから、もう1年が過ぎますので、これから計画をつくっていったにしても令和4年から4年しかないんですね。ところが、計画をつくって農水省の許可をもらったとしても、実質、やるのは3年ぐらいしかないんです。その間に農業水利の整備をやっていこうとするならば、全部じゃなくてその一部だけしか私は考えることができないというふうに思いますし、笠松町としてもやっぱり財政的な体力的から言ってもその程度しかないかなということを思っています。

というのは、何回も私は言いますように、住宅の横にある側溝の整備がままならない状況にあるわけですね。それで、笠松町独自で今改修しようとしても財源的にかなり厳しい状況にありますので、それを改修することは不可能に近いと。

それで、それよりも今こういう交付税参入できる補助金制度みたいなものが、事業があるので、農業水利を活用して雨水対策を考えていくということが考えられないかなということを感じるんですけども、その辺については町長はどうですか。

○議長（田島清美君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 議員から非常に魅力的というか、非常に斬新な提案をいただきましたが、私自身というか、役場としましては、今回はこの農業水利を羽島用水から移管するという変化球を使うには、今、議員がいみじくもおっしゃられたように非常に時間的な制約もありますし、またその都合のいい部分だけうちで管理してできるかどうかということも、これもまた非常に

交渉が複雑でありますので。また、先ほど答弁しましたように、あまり使い勝手がよくない部分もあるというふうに今聞き及んでおります。

ですので、その雨水対策はやはり変化球ではなく、直球で雨水対策事業として進めていくのが当町の当面の在り方でありまして、また農業の今後の利水とかその構成については、別の農業自体の問題としてこれも積極的に考えていきたいと思っております。

[7番議員挙手]

○議長（田島清美君） 7番 伏屋隆男議員。

○7番（伏屋隆男君） そこで、これは私が今提案したことが、即、農林水産省が計画として認めてくれるかどうかという、これも一つの問題なんですけど、私も確認していませんので、そういったことも視野に入れながら、一遍、県を通じて交渉してみてもどうかということも。

というのは、国土強靱化というのはこの5年、緊急事態を5年計画で延長されたんですけれども、この事業は恐らく自然災害が治まらない日本においてははずうっと永久的に続いていくんじゃないかなということをおもうんです。

それで、今、岸田総理大臣もやっぱりその国民の安心・安全という観点から減災といいますか、自然災害から守るための方策として今回の補正予算でもかなりの金額を組んだということをお答えされておりますが、そんなふうに、日本の国土を守っていくのはやっぱり国の一つの使命でもあるし、それから我々、笠松町も町民のためにある程度投資をしながらも、皆さんの生命・財政を守っていかなくちゃいかんというふうに思いますので、それも含めて一遍検討していただけないかなということをお思います。

緊急自然災害防止対策事業が一部分だけの計画では駄目ですよ、全体をやらなくちゃ駄目というならばこれは諦めなくちゃいけないわけなんですけれども、笠松町のその災害対策として、今町長が変化球じゃなくてストレートで考えていきたいということもおっしゃったんですけれども、そういったことも含めながら、その事業の一部として考えられんかなということで一度検討をしていただけないかなということをお思いますので、その辺はどうですか。

○議長（田島清美君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 議員がおっしゃられたその事業債に限らず、今後、いろんなこういったメニューが出てくるとお思います。

岸田総理も聞く姿勢というか、聞く力というのを非常に重要視されておりますので、今回の10万円の給付金もそうなんですけど、地方からいろんな声があると思っておりますので、そうした国の動きや今後の町のそういった状況も鑑みながら柔軟に対応していくのはもちろんでありますし、今後とも、こういった活用できるメニューがないかどうかも含めて調査研究は継続していきたいと考えております。

[7番議員挙手]

○議長（田島清美君） 7番 伏屋隆男議員。

○7番（伏屋隆男君） 排水ポンプは、これは私も不可能だと思っていました。

羽島用水に聞きましたら、あそこの施設を、ポンプ自体を変えるためには施設全体をやり直さなきゃいかん、すると10億円ぐらいかかるという話も聞きましたので、これはまた別事業として国・県の力を借りてやらなきゃならないと思いますので、これは不可能だと思います。それはいいとしまして、最後に言いましたこういった情報をやっぱりキャッチするためには担当部署を設けたほうがいいということで、町長が答弁されたように、財政担当のほうで今情報収集をしているということなんですけれども、選任を置くということじゃなくて、やはり常に国の事業、これをチェックしながら、やっぱり県からも書類が来るかもしれないけれども、国の情報をつかんで笠松町として有益なもの、そして財政的に国からもらえるお金はやはりもらっておきたいなど、そうすればそれがひいては町民のためにもなるわけですので、そういった情報をキャッチする、常にアンテナを立てる。

ですから、パソコンの中の省庁のホームページをチェックしていく、これはほとんど毎日チェックをする必要はないんです。というのは、国会で決まらないと事業も進行していきませんので、国会が終わると、国会の期間中に議決された、可決されたものが情報として出てきますので、それをチェックして笠松町に使えるものがあるかどうかというふうに見ることが大切じゃないかなと。情報を早くキャッチできると思いますので、そういったことをお願いしたいと思いますが、どうですか。

○議長（田島清美君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） まさに議員のおっしゃるとおりだと思います。

私が常日頃から職員に言っているのは、笠松町には縦割りはないと、横串をもっとやれというふうをお願いしているところでありまして、アンテナを張るだけではなく、これをいかに活用できるかということ想像力や、あるいは洞察力を含めてセンスをやっぱり磨かなきゃいけないと思います。

これからちょっと職員に対してもそういった視点で常に情報共有をするようにまた呼びかけていきたいと思っております。

〔7番議員挙手〕

○議長（田島清美君） 7番 伏屋隆男議員。

○7番（伏屋隆男君） じゃあ、よろしくお願ひします。

次に、大規模災害のときの災害ごみについてお尋ねをします。

町長の答弁で、災害が起きたときの想定として16万4,000トンという量を想定しているということなんですけれども、置く場所として今いろんな箇所を想定しているということをおっしゃったんですけれども、例えば緑地公園なんかは河川敷なんですね。あそこは水がつかれる場所

でもありますし、例えば豪雨災害、木曾川が増水してとなったらあそこは使えないわけですね。

あと、例えば運動公園なんかもありますけれども、これは極端な話、地震が起きて家が倒壊したとなれば、当然ながら仮設住宅というのもこれは造らないかんのですね。そうすると、空いたところにもそういった住宅建設みたいなものにも活用しなきゃいかんということを思うんですが、そういうことをいろいろ考えていくと、その災害ごみを置ける場所、ましてや今町長がおっしゃった期間としても3年ぐらい、私が言ったのは最大で2年8か月かかったということと言ったんですけれども、やっぱり2年8か月から3年ぐらいかかるかもしれない。それが1年で終わるかもしれないわけなんですけれども、そうなったときに置く場所も本当に必要ではないかなと。

その辺で、今の笠松町が持っている災害廃棄物処理計画ですね。これを見直す必要があらへんかなということを思うんですけれども、どんどん笠松町が発展していけば発展していくほどそういった場所がなくなっていくということは事実なんですので、その辺も含めて大丈夫かなということを心配するんですけれども、町長はどうか、それは。

○議長（田島清美君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 笠松町は非常に面積が狭くて、約10平方キロメートルのうち3,000平方メートルが河川敷で、一応、今この計画の中では河川敷を考えておるんですが、議員が御指摘のようにもし水害になって使えなくなったらどうするんだというその中でどうやって進めていくかという話で、もちろん公共用地は全部使うことになると思いますし、もしあれでしたら今の農地も一時置場ということで所有者の方にお願ひしなきゃいけないというふうに考えております。

その都度、やはり臨機応変にやっぴいかなきゃいけないと思うんですが、それとこれは何で2年も3年もかかってしまうかということなんです、これはちょっと私の経験談からお話しさせていただきたいと思います。

10年前、東日本大震災がありまして、私もボランティアで2回ほど南三陸や気仙沼へ行きましたし、その後、9月のちょうど和歌山県境、三重県の紀宝町の水害現場へ行きました。そのとき、いろいろ見たのは、大きなこういう道路際とか公共施設とか、この幹線道路のごみの撤去とか処理は自衛隊とか行政がやってくれるんです。ただ、民間のいわゆる個々のお宅や民地は、その所有者が基本的にやらなきゃいけないんです。それで、結果的に大きな道路は瓦礫を全部片づけても、要はそれぞれのお宅の撤去が進まない。

特に高齢者世帯というのはなかなかそれが思うようにいかないということで、そしてボランティアの方が入っていただいてやっていると、そういったことで非常にその時間がかかってしまい、次から次へとやっぱり五月雨的にごみがなかなか片づけられない。災害ごみがどんどん増えてしまって、片づけても片づけても来てしまうという、そういうような状況が続いたという

ふうに認識しております。ですので、この災害ごみの対策というのは、イコールこのそれぞれのお宅の復旧を急ぐ、そういったことも重要かと思えます。

ですので、やはり答弁にもありましたように、ボランティアの力を借りるとか、あるいはいざ災害のときは自衛隊とかそういう公の機関とも協力して、効率よくそういった撤去作業を進めていく、それとこういった災害ごみのそういう置場はセットで考えていくことが必要でありますし、今後、防災計画をつくるに当たって、そういったこともちょっと視野に置きながら考えていく必要があるのではないかというふうには考えておるところであります。

〔7番議員挙手〕

○議長（田島清美君） 7番 伏屋隆男議員。

○7番（伏屋隆男君） 確かに、町長がおっしゃるとおりだと私も思うんです。

それで、一番ネックなのは、町長もおっしゃったように笠松町は非常に小さな面積なんですね。置き場所もないような小さな面積で、3分の1は河川敷の敷地ですので、そこらも多分置くこともできない場だということをおもうんですね。

そうしますと、これは一つ考えないといかんのは、他の市町、例えば岐阜圏域ともそういった協定を結ぶといえますか、首長会議なんかもあるわけですので、そういったことを提案するということはできないんですか。

○議長（田島清美君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 実際に、現在のところ、岐阜県における広域支援体制に関する協定の中で、岐阜県及び市町村災害時相互応援協定というものを県内の42市町村全てでやっておりますので、その中で融通を利かせる仕組みにはなっておりますが、ただ広域災害の場合は、多分、笠松町がこれだけ甚大な被害を受けるところは、もちろん岐南町も岐阜市も羽島市も、近隣の市町村はもう同様な被害を受けているという可能性が多分にあると思います。

今後、県内はもちろんなんですが、何かこの近隣の県外の市町村でももしそういう機会があれば考えていきたいとは思っております。

〔7番議員挙手〕

○議長（田島清美君） 7番 伏屋隆男議員。

○7番（伏屋隆男君） それと同時に、その広域となると県の力も借りなきゃいかんと思うんですね。それで、県にもそういった働きかけをして広域で対処をいただく。それで、町長がおっしゃったように、笠松も岐南も、各務原も羽島も岐阜市もみんな災害が起きたとなったら、当然ながら置く場所ありませんので、極端に言えば西濃のほうに持っていかないといかんとか、中濃のほうに持っていかないとかということになるかもしれませんので、そういったときには県が指揮命令を出していただけるような、そういった要望を出すということも視野に入れていただきたいなということを思います。そういうことでよろしくお願いします。

それで、次に公民館の駐車場の件なんですけれども、先ほど、大洋電機跡地の売買の件についての経過は説明をいただきました。

それで、笠松町としてもやっぱりこの公民館、体育館が築50年、老朽化もしている。ましてや駐車場は借地だということもある。そういった時点で何というんですか、建て替えだとか、それから借地は返却して自分のところのものが需要ではないかなということも思ったんですけれども、その時点で既に売買契約が出されてしまって、笠松町はその終わった後に聞いたんで手が出せなかったという答弁でしたので、そういうことであればこれはやむを得んかなということも思うんですけれども、そうするとやっぱりイベントのときの駐車場確保がこれから困難じゃないかと。

今の公民館だけの駐車場というならば、公民館と、それから体育館とありますので、そこが使えば当然ながらあふれてしまうと。

それで、前に公民館の方に聞いたら、公民館の駐車場がいっぱいで使えないときは福祉会館の駐車場を使ってほしいということになるというふうな話も聞きました。しかし、その利用者からすると、福祉会館からあそこまで歩いてくるとなると、ふだん、目の前に車を置けるわけなんですけれども、それが置けない、もうあそこから歩いてこないかんとなると、町民にとっては非常にづらいといえますか、やっぱり車で行って近場に止めて施設利用をするというのが、そういう慣れといえますかね。そういうふうになれ親しんでいると、距離が長くなると非常に不便さを感じるんですね。

ですから、今のあの場所で公民館、体育館の利用者の駐車場はどこがあるかという、ほとんどないんです、もう。民間の駐車場といってもほとんどないんですね。そうなったときに、やっぱりその大洋電機の跡に来るところと話をしながら、大規模イベントのときには少し駐車場を貸していただけんかというような話合いというのはできないものなんでしょうか。

○議長（田島清美君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） もちろん、やはり今議員が心配されるように今まで便利だったということで、ただ、この最初の答弁にも申し上げましたが、今まで大洋電機さんの御厚意でお借りしていたわけでありますので、今後、この施設、量販店というお話も聞いていますが、いわゆるお客さん商売でありますので、そこら辺りはこちらから当たり前のように交渉をするのではなく、あくまでもお願いというベースでお話は進めていきたいと思っておりますし、やはり丁寧に、友好的な関係が築けるように、これは慎重にお願いベースで交渉ではないですね、お話ししていく必要があると考えております。

〔7番議員挙手〕

○議長（田島清美君） 7番 伏屋隆男議員。

○7番（伏屋隆男君） いずれにしても、笠松町は先ほど話が出ておりましたように面積が

小さいところですので、いざこういったときにはこういう場所がありますというのではないわけですので、お互いに話し合いながら共存共有をして、町民の利益のためにもまた町長の力を発揮していただきたいということをお願いしまして、質問を終わります。

○議長（田島清美君） 一般質問の途中ですが、11時5分まで休憩いたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時05分

○議長（田島清美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

5番 川島功士議員。

○5番（川島功士君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

農業については、なかなか今まででもサラリーマン時代の仕事としてもあまりたくさん携わっておりませんし、もっとも私自身も農家ではありませんのであまり詳しくはないですが、ぜひとも今後とも取り組んでいきたい大事な課題だと思っております。

今回は、笠松町の農業についてということで、笠松町の現在の農業の状況についての把握と、その状況を知った上で町としてはどんなことを考えておられるのかということについて質問をさせていただきます。

笠松町の農業についての質問は、一昨年、競馬場馬ふん堆肥以来のことだと思っております。

今まで、笠松町では特産品の開発として様々な作物に取り組んできました。しかし、成果が認識できたといえる事業は心当たりがありません。

平成27年10月に策定された笠松町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中でも、3番、2. 農業経営基盤の強化・整備の項目の中で、安全・安心な特産物の開発・流通・販売を促進することで、農業経営基盤の強化を図り、遊休農地や耕作放棄地の利活用等により農業生産基盤の充実に努めますとあります。

具体的な事業としては、以下の事業が上げられていました。

農産物ブランドの充実、農産物直売所設置支援、耕作放棄地再生利用の対策支援、地産地消の推進、有害鳥獣対策。そのうち、指標が2項目でKPIが示されておりました。

耕作放棄地の面積、平成22年、10ヘクタールの基準値に対して、6ヘクタールという目標値。農産物ブランド数、平成26年、基準値1農産物に対して2の目標値が掲げられておりました。それぞれは達成できているのでしょうか、それについてどんなふうになっているのかお知らせください。

さらに、次に都道府県格付研究所のサイトによりますと、岐阜県の日照時間は全都道府県中8位で、格付はAランクです。さらに、年間降水量はほぼ全国平均で、偏差値49.3で1,719ミ

りです。年間平均気温は19位で、16.9度になります。農産物を栽培するには最適な地域だといえます。それゆえ、そこでしかできないという意味での特産物はできにくい状況ではないかなというふうに思っております。

さらに、笠松町はその岐阜県の中でも南部にあり、木曾川の恵みを受け、地勢的には農産物を栽培するには問題のないところであります。

一つ言えることは、農研機構、農業環境変動研究センターの2019年6月版の日本土壌インベトリーにある土壌デジタル地図によると、笠松町松枝地区の土壌は、土壌分類名、粗粒質還元型グライ低地土、土壌分類番号F 2 a 1 t 4と、土壌分類名、細粒質普通灰色低地度、土壌分類番号F 3 z 1 t 1のところが多く、どちらも水田特有か水分が多い土壌であります。そのままでは畑には適さない土壌であることがデジタル地図からも確認ができます。

しかし、いろいろと水田を畑に変える方法というのはあちこちで現在試みられておりますので、方法がないわけではないと考えております。

そこで質問ですが、笠松町の農業の現状についてお知らせください。笠松町が把握されておられる農業に関するデータを一覧にしてください。例えば、耕地面積、固定資産税、市街化調整区域、市街化区域などについてですね。作物とその量、就業人口など、全て把握しているものをお知らせください。

平成18年には、有機農法推進法が施行されました。令和2年3月には、農林水産省が食料・農業・農村基本計画を発表しました。それを受けて、岐阜県では令和3年3月25日にぎふ農業・農村基本計画、令和3年から令和7年度を発表しております。

笠松町の現状とこれまでの経緯、国の法整備、国・県の基本計画を踏まえて、笠松町としての笠松の農業、環境保全、食に対してどのようなお考えがあるのか質問をさせていただきます。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（田島清美君） 川島議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 川島議員さんの御質問、農業についての答弁をさせていただきたいと思っております。

笠松町の農業に関するデータであります。農地の面積は田が106ヘクタールであり、そのうち市街化調整区域内には54ヘクタール、畑は65ヘクタールあり、そのうち市街化調整区域内は36ヘクタール、全体で171ヘクタールのうち、市街化調整区域の農地は90ヘクタールという状況であります。

農業従事者の状況としましては、農地台帳には767戸の世帯が登録されております。また、農林業センサス2020においては338の農業経営体となっており、そのうち経営耕地が30アール未満の農家は自給的農家として定義されており、その農家数が212軒、また30アール以上を保

有する農家は販売農家として定義されており、その販売農家数は126軒という状況であります。

販売農家126軒の農産物販売金額を見ますと、販売金額ゼロが約半数、販売金額50万円未満の農家が54軒、50万円以上が14軒という状況であります。さらに、販売実績のあった農家68軒の販売作物は稲作が55軒であり、ほとんど全ての販売農家が米を販売したということになっております。

また、固定資産税につきましては、1,000平米当たりで言いますと、市街化調整区域内の田の平均は1,120円、畑が810円、市街化区域内の田の平均は6万7,260円、畑は8万2,170円という税額になります。

これからの当町の農業につきましては、まず農地として利用される農地は農地として維持できるような方策が必要であると考えております。

昨年、北及地域で実施したアンケート調査においては、65歳以上の農業従事者は75%を占め、10年先に農業の継承ができない方が約70%という結果が出ております。その一方、現在保有する農地を作業委託、貸付け、後継者等により管理していきたいとの意見が多くを占めておりました。

この結果を基に、北及においては今後の農地利用を考えるための話合いの場を2回持ち、土地改良組合長、農業委員、関係機関の職員が情報共有したところであります。そして、今月末には農業委員、農事改良組合長、また地区のリーダー的な農業者が他の自治体に伺い、農業者の意見を聞くなどによる研修を予定しております。

当町の農業者の大多数は自給的農家であり、今この場において農産物のブランド云々などという議論より農地をどうやって維持していくかが重要であると考えており、現時点では今の農地を所有している方々とともに遊休農地の発生防止、担い手農家の育成、農業者の新規参入など、ひいては10年先の土地利用、まちづくりを考え、戦略を練るべきときであると思っております。

また、環境保全、食に対する考えといたしましては、国は2050年までに食料の生産性向上と持続性の両立を目指すみどりの食料システム戦略を策定し、今後は多くの分野で様々な政策が打ち出されると思われまますので、当町の農業施策として実施できる分野については前向きに取り組んでいきたいと考えております。以上であります。

[5番議員挙手]

○議長（田島清美君） 川島議員。

○5番（川島功士君） ありがとうございます。

非常に農業経営の厳しい現状と、笠松町としてはその農地の保全が大切であるという認識をされているということがよく分かる答弁だったと思うんですけども、米以外には、例えば作物として何か販売しているようなものというのはあるのでしょうか。どういうものを販売され

ているかというのわかりますか。

○議長（田島清美君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） お答えをさせていただきます。

米以外の作物ということでございますが、一応、J Aさんに確認をさせていただきましたところ、地域の方によりましてJ Aの直売所で里芋などの様々な野菜や果実を出荷しているということで、いろいろ少ない量もございますが、大体、90種類ぐらいの作物を出荷しているということで聞いているところでございます。

〔5 番議員挙手〕

○議長（田島清美君） 川島議員。

○5 番（川島功士君） ありがとうございます。

ということは、いわゆる生産者としてJ Aの部分的なところで自分の持っていったやつを誰々さんの農家みたいな形で売っている形が多いのかなど。ということは、さっき言った生産農家というほど売上げは低くほとんどないという考え方で、基本的には米だけが基本的にその売上金額として上がるものというふうに考えていいのかなと思うんですけども、先ほどの固定資産税との関係でいうと、米を田んぼで作って、例えば肥料であったりいろんなことを考えると、これから先、その米農家としてやっていくだけの状況にあるのかどうかということについてはどのように考えておられますか。

○議長（田島清美君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 私自身も、地元がまさに今御指摘にあった市街化調整区域内の農地の中におりますので、いろんな農業従事者の方とお話をしていますが、端的に申し上げて農業だけで飯は食っていけないですし、逆に言うなら、田んぼで機械を新たに入れたり、またそういった兼業の方が大半であります。土・日、仕事の休みのときに農作業に従事されるとか、はっきり言って食べるだけで、その自分のところで消費するだけで精いっぱい、もしくは赤字であるという話をよく聞きますので、決して先行きは明るくないとは感じております。

〔5 番議員挙手〕

○議長（田島清美君） 川島議員。

○5 番（川島功士君） ありがとうございます。

私も市街化区域でありますけれども、一応、昔はあちこち畑や田んぼなんかがありましたので農業に携わる方からいろいろお話を聞きますが、かなり市街化区域であるがゆえにという部分もあって厳しい部分があるなということは認識しております。

それでなくても、先ほどの答弁であるように、笠松町としては農地という環境保全も必要であるという認識であるということだと理解はしておりますけれども、その答弁の中で、今いみじくも北及の件を町長がおっしゃいましたけれども、アンケートを取った上で北及においては

2回話し合いをされたというふうに今答弁されました。

それで、研修に行かれるということで、どのような話し合いが行われ、何の目的でどこへ行かれるのかということに、もしもう既に決まっているようであれば、その点も含めてどのような会議内容であったかということについてお知らせください。

○議長（田島清美君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） それでは、北及地区での2回の話し合いと研修について御答弁をさせていただきます。

まず、北及で2回ほど協議というか、座談会みたいな形で、いろいろと現状とか今後どうしていくかという話し合いをさせていただきました。

先ほど町長が答弁を申しましたように、地元の農業委員さん、あと農地改良組合さん、あとJAさんと県の農業会議の職員、あと町の職員で、座談会みたいな形でお話し合いをさせていただきました。

まず、現状、どういう状況かということを確認していただくということで、アンケートを取りましょう、どういう形でアンケートを取りましょうかというのを第1回目、あとそのときに現状もいろいろお聞きをしました。

2回目につきましては、そのアンケート結果を公表というか、皆さんで確認、認識をして、また地図にそれを落としました。貸したいのか、続けたいのかというようなことで、そこで現状認識をしていただいて、あと今後どうしていこうかというようなことも話し合いをしました。

ただ、どこから手をつけていいかわからないということもありまして、まずはその先進地の状況を、例えば県の農業会議の方、いろいろ事例も詳しいですから、そこでお話を聞きたいなというような話もあったり、あとやっぱり先進地の視察をしたらどうだという話もありましたので、その検討をしておったわけですが、やはりこのコロナ禍ということでなかなかその会議というか話し合いもできず、視察も行けず、長引いているところであります。先ほど今年、視察に行くということでございますが、視察先につきましてはその先進地の地区によって作付品数を変えるということで、米の生産数量目標を達成しつつ良好な農地を保全している、そういう自治体を訪問して皆さんに勉強していただきたい。それが笠松町に活用できるかどうかというのも含めてやっていきたいということでの視察を検討していると、予定をしているというところでございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（田島清美君） 川島議員。

○5番（川島功士君） ありがとうございます。

私も先日、テレビのニュースでやっぱり10年先には農業を維持していくのは難しいという地域の方々が立ち上がって、お互いの農地を併せ持って集約化していこうというような話をされ

ているというようなことをお聞きいたしました。

ですので、非常に物すごい大規模な農業地帯でもありませんし、農振地域でもありませんので、農業というところについては、言い方を変えれば、非常に辛辣な言い方ですけれども、中途半端な地域であり、なかなか開発、これとってその方向性を示していくというのは逆に言うところ難しいのかもしれない。

長年持ってきたその農地という資産を人に貸すということについては、非常に抵抗感があるというの伺っておるところでございます。しかし、こういう提案も実はもう十、二十年近く前に私が笠松町情報化推進委員をさせていただいたときには、レンタル農地をどんどん拡大しましょうと、それをネットで管理をしてどんどん都会の人に来てもらいましょうというのも提案をしたのですが、そのまま農業委員長さんともお話をしたり、いろんなところとお話をさせていただいたのですが前には進んでいないということもあって、かなり農業というのは難しいところだなというふうな気持ちは抱いております。

それで、今最初に質問にもあったんですけれども、笠松町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で示された目標について、その結果について議会で報告を受けたという記憶がちょっとないんですが、僕の記憶間違いかもしれませんが、しかしKPIが示されたことでその結果について、これは成功したというふうには言えないと思うんですが、この結果についてどのような考え方を持っておられるのかということだと思います。

今、ブランド戦略よりも農地としての環境を守ることのほうが大事なんだという答弁だったと思いますが、その点について考え方をお知らせください。

○議長（田島清美君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） ブランド化についての御質問だと思いますが、以前、笠松町のブランドづくり検討委員会というもので協議をされまして、米粉ですとかイチジクですとか、いろんな案を検討されました。いろんな試食というか、販売もいたしました。実際にはブランド化というものにはつながっていないのが事実でございます。

特に農産物のブランド化ということで、もちろん全国や県内での知名度が上がったわけでもありませんし、他の作物との差別化も図れたということでもございませぬので、実際には成果が上がっていないというのが事実でございます。

ただ、この新しいことをやった、試みをしたということでの結果であるというふうで捉えております。

またブランド検討委員会で協議された鮎鮎街道にちなんだ鮎ずし、これも検討されて、現在でも「鮎燦燦」ですかね、あれが料理店でも販売されていますし、ふらっと笠松でも販売されています。あと、ふるさと納税の返礼品としても今取り扱っているというような状況でございます。

ちょっと回答になっていないかも知れませんが、実際にはその達成はできていないと思われませんが、このような状況でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（田島清美君） 川島議員。

○5番（川島功士君） ありがとうございます。

結構、厳しい結果だったなというふうに思いますけど、「鮎燦燦」も初めは常時ふらっと笠松に置いてあったんですが、今は注文をしないと置いていただけなくなってしまって、常時置いてあるという状態ではなくなってしまったということになりますので、なかなか厳しい結果だったんだなというふうには思っております。

ですが、例えば先ほど言いましたように、有機農業推進法の法律ができたり、農水省の基本計画や岐阜県の基本計画、それから全体的な今、世の中のSDGsの流れを見ていくと、やっぱり安心して安全な食を提供していく、そしてその農業を進めさせていくという方向性は間違っていないというふうに私は思っております。

そして、この都会に割と近い、里山でもない平たんな笠松町としては、農地という環境というのは自然環境を保護していくという形の中でも、子育ての中にはどうしても必要な自然環境の一部だというふうにも思っておりますので、この中で、しかも農業従事者の方の現金収入を確保しつつ、この農地の環境を保存していくというためには、どこから手をつけたらいいかわからないということだと思います。それもよく分かりますが、どこか一か所、1件だけでも成功例ができれば横に広がっていくというふうに思いますし、先ほどまち・ひと・しごと創生総合戦略の中でもあったように地産地消の推進ということで、そうした安心・安全な食物を地消という形で言うなら給食にも提供できるようになるといいなというふうにも思っております。

急になかなかかじは切れないと思いますが、長い目で見てそういう方向性というのは考えていただけますか。

○議長（田島清美君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 今、議員のおっしゃられたことはもともとであります。ただ、今本当に特に調整区域の中の農家というのは、農業をやめても土地が売りたいくても売れないという、そういう厳しい現状があります。

今、長期的なそういう目標や理想を掲げることも非常に重要ですが、一方でその相続の問題、後継者の問題、そういったケース、それは全くその個々まちまちでありますし、また営農組合をつくるために農地をまとめようとするにしても、農業従事者や、あるいは地権者の方々、それぞれ考え方が様々であります。こうした中で意見を集約すること、まずそれはやはり当事者の皆さんと一緒に考えていくことが必要でありますし、極端な話、行政が、国が、我々が笠松町の農業はこうあるべきだというふうにアドバルーンを上げて、実際に現場で汗を流

して頑張っていたいただくのは農家の方々でありますので、まずは私個人の考えとしては、そういう携わる人たちの意見を大事にしたいと思っています。

その中で、皆さんが納得してできるだけ多くの方が同じ方向へ向ける目標があるのならばそれをしっかりと大事にし、皆さんと力を合わせて育ててあげていきたいと、それが今の私の率直な思いであります。

〔5番議員挙手〕

○議長（田島清美君） 川島議員。

○5番（川島功士君） ありがとうございます。

今の町長のお答えを聞いていますと、町長として今こうしたいということよりも、まず皆さんの意見を聞いてその中から思う方向を、一つの方向性を見つけていきたいという答弁だったというふうに理解しておりますが、それでよろしいですね。

それで、そういう中でやっぱり先ほど言いましたような環境保全ということ、一度農業をやめてしまうともう戻すのにとっても大きな労力も必要になっていきます。作物が作れなくなってしまうことも考えられますので、ぜひともそういうことも含めてこの地産地消を含めて、安心して安全な農作物を提供していただけるということも含めて、消費者側の意見、そして提供側の意見、両方をまとめてたたき上げていっていただきたいと思いますが、よろしく願いをいたします。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（田島清美君） 続きまして、1番 間宮寿和議員。

○1番（間宮寿和君） それでは、議長にお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問させていただきます。

今日の質問は2つございます。

まず1つ目としまして、小・中学校のオンライン授業、今後の方向性についてということをも1つ質問させていただきます。

8月に各小・中学校の夏休みがコロナの影響で長引き、授業がオンラインにて行われました。これも記憶に新しいところではございますが、これも事前にタブレットをいち早く全生徒に配付していただいていたことや、各学校や家庭にWi-Fi環境を整えていただいていたことで実行できたことであり、その判断をしていただけたことは非常によかったと私は思っております。

おかげで、多少の授業の遅れはあったものの、さほど影響なく、緊急事態宣言明けからも授業が再開できたのではないかなと思っております。

私の子供も小学生であることから、家庭でそのオンラインの授業をやっている姿を見ておりましたが、多少のメリット・デメリットは感じながらも、家庭で授業を受けている風景を感心

して見ておりました。

ただ、学校の先生方は初めての経験や生徒たちをまとめるために大変苦勞されているだろうと思い、早速学校へも出向いていき、教頭先生をはじめ、数人の先生方にお話を伺うとともに、授業風景も見させていただきました。

初めてのオンライン授業であることから、各先生方が少しでも分かりやすく授業をするために試行錯誤されながら、個々で考えられた方法で授業を行っておられました。黒板の前に立つと声が届かないということでしたが、ヘッドホンマイクを各クラスに早急に配付していただけたと、町へも感謝されておられました。

逆に、多くの先生がノートパソコンを机の上に置き、その1台についているカメラやモニターを駆使して授業を行っている姿にも無理があるなどということも感じておりました。

黒板の前に立つとモニターは見えなくなってしまい、ノートパソコンを近づけると黒板の全てが映らないために不都合が起きているなど感じる中、ある先生は自宅から大きなモニターを持参されてきたりとか、各教室に設置されている電子黒板をうまく利用されたりする先生もお見えでした。

ただ、その中で今後また緊急事態となった場合、どうされるのかということも不安にもなりました。

また、家庭では、聞くところによりますと、兄弟が多い家庭ではWi-Fi電波が弱くなったり、通信環境が悪くなることで画像や音声が乱れたりとか、兄弟の音がうるさくて授業に集中できなかったとか、家庭でも不都合は出ていたようです。

今後の話ですが、その場合、少人数であれば学校の空き部屋などを利用するというようなこともできないのかなということも思っておりました。

今後ですが、学校へ半分登校して半分の子は自宅オンライン、そんなような環境も必要になるのかなと、そういう判断も必要になってくるのではないかなということも思いました。

そこで、教育長にお聞きいたします。

オンライン授業が行われた後、各学校ではその反省や今後の方向性などをまとめられているのではないかと思います。どのような反省が出、そして方向性が出されているのかというものをお聞かせください。

また、そのデジタルに対して得意な先生や、逆にそうでない先生もおられると思います。

得意な先生からは積極的な意見やアドバイスなども出ているのではないかなと思いますが、それをそのほかの先生方とも共有をされているのかどうか、それをまた学校単位だけでなく羽島郡教育委員会としてまとめられ、指導などをされているのか、方向性も出されているのか、その辺りもお聞かせください。

今後、またコロナの波が来るかもしれません。今のうちにしっかりとした体制を整えて、不

足しているものがあればそのような体制も整え、きちっとしていただきたく思っております。

2つ目の質問をさせていただきます。

ワクチン接種証明、またPCR検査の対応についてでございます。

1月より、3回目のワクチンが始まるとお聞きしております。今までの経験も含め、より効率のよい体制で挑んでいただけることを期待しておりますが、その前に、この世間ではワクチンの接種証明を発行するという話題が出てきております。

諸外国ではもう既に実施されている国もあるということニュース等でも見たことがあります。日本でも、GoToトラベルとか、あと飲食店、映画館、ホール、施設等の出入りにはワクチン接種証明が必要になるとも言われています。

そこでお尋ねいたします。

町として、この証明書発行というものに対してどのようにお考えをお持ちでいらっしゃいますでしょうか。既に、また体制は整えられているのでしょうか。

また、そこで問題になるのが、ワクチン接種をされていない方への対応です。

ワクチンは、以前より強制ではなく、本人の意思を尊重されてきました。

特に、中には接種をしたくてもできないという方もお見えです。そのような方には、いじめとか誹謗中傷につながることも考えられます。そこで、そのワクチン証明の代わりに、PCRの検査や抗原検査によって陰性証明というものを持っていればそのワクチンの証明に値するというような、そんな案も出ているようです。

御存じのとおり、このようなPCR検査では、薬ではありませんので、検査後に感染するようなおそれもあると思います。一度検査をすればいいというものではないということにもなります。そうなりますと、そのような検査を気軽にできるキットを配付したりとか、また個々で購入してもらったりとか、そのような検査会場なども町内には必要になってくるのではないかなということも思います。

また、費用面の負担を考えたりしますと、その補助体制なども整える必要も出てくるのではないかなというふうに思っております。

そこでお尋ねいたします。

今後のそのような検査も含めた対応、体制について、方向性、またこう考える等がございましたらお聞かせいただきたく思います。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（田島清美君） 間宮議員の質問に対する答弁を求めます。

野原教育長。

○教育長（野原弘康君） 間宮議員の、オンライン授業後の方向性に係る御質問にお答えをします。

夏休みも終盤を迎え、前期後半の教育活動が始まるという時期に、新型コロナウイルス感染症第5波が押し寄せました。そのため、学校も8月26日から9月6日までの8日間をオンラインによる授業日といたしました。

一斉にオンライン授業を行うことは初めてであり、多くの不安材料がありました。当初は、予想どおり試行錯誤の連続でしたが、そうした中で、どの学校のどの教員も本当によく努力してくれたと思っております。

児童・生徒が見通しを持てるよう時間割を示し、学年や教科部で意見を交流しながら、子供の目線に立った授業をつくっていきました。課題を提示する、考えをつくる、考えを交流し再構築する、全体で交流し、まとめをするという学習過程で授業を進めるなど、子供同士で意見が交流でき、深まりある授業になるよう努めました。

また、コロナ禍において学校での活動が制限されている楽器練習や大きな声を出す運動など、オンライン授業だからこその内容を盛り込んだことや、午後の時間を利用してレクリエーション等を企画・実施し、子供の心のケアに努めるなど、工夫をした学校もございました。

今回のオンライン授業を終え、アンケート等によりまとめをしましたが、その声の一部を紹介いたします。

児童・生徒からは、友達や先生の顔を見ることができてうれしい。音楽の授業で思い切り歌を歌ったり、リコーダーを吹いたりできた。自主学习ノートを紹介することができてよかった。ずっと画面を眺めていたのがすごく疲れた。質問したいときにすぐに答えてもらえないので残念だったとの声がありました。

また、保護者からは、オンラインとはいえ、仲間と一緒に授業ができたことはすばらしい。先生方の工夫がよく分かり、子供が喜んでいることがうれしかった。授業参観がなかったので、プチ授業参観として親も楽しく参加できた。発表したときに画面越しで先生に褒められ、子供がうれしそうだった。保護者としても、情報モラルを指導できるように勉強の必要性を感じた。兄弟姉妹が一斉にオンライン授業になると大変でした。低学年の子にとっては操作が複雑なこともあり、親がつく必要があったとの声がありました。

また、教職員からは、他の先生たちで相談をしながら楽しく準備をすることができた。学校では難しい合唱や楽器演奏などを遠慮なく行うことができた。最初は難しいと思っていたけれど、挑戦するといろいろできて楽しかった。学校に登校できない子供と交流することができて、本当にうれしかった。丁寧には指導をしているが、どのぐらいできているか不安な部分がある。子供の集中力を継続できなかった。よいものをつくろうとして、いつも以上に準備の時間がかかってしまったとの声が聞かれました。こうした声も学校のほうには返しております。

また、授業を見られた保護者や地域の方からは、子供たちも自分で時間を見て授業に参加していた。先生方には実によくやってもらっているなどのねぎらいや感謝の声をいただき、教員

にとっては大変大きな励みとなりました。

私も、学校を訪問し、授業づくりの場面を参観しましたが、課題はあるものの、教員の新たなことに向かう姿勢や努力、そして試行錯誤から生み出した指導方法に、今後の教育活動を進める上で確かな一歩を築くことができたと感じております。

今回のオンライン授業は、町行政において昨年度に1人1台端末の配備とネットワーク環境を整備していただいたことや、各御家庭での感染防止と併せて学校の対応に御理解、御協力をいただいたおかげであると感謝をしております。

こうした事実により、今後の不測の事態におけるオンライン授業には大きな不安を抱くことはなくなりました。不具合や課題が生じた場合には、その都度対応していきたいと考えております。

一例ですが、兄弟で音声が入り混じり、聞き取りにくい状況があるのならば、イヤホンを準備していただき活用することでその状況は回避できるなど、対処法についても助言できるように努めていきたいと考えております。

また、分散登校との意見もございしますが、目の前にいる子供たちと画面越しの子供たちの両方を意識しながら授業をすることは、現段階では教員にとっては負担が大きく、質の高い授業を求めることは難しいと思われました。

今回、複数の教員がチームを組んで臨んだところにある一定の成果が得られたものと感じております。

この期間後も欠席している児童・生徒を対象にオンライン授業を続けておりますが、この期間で行ったような授業を展開することの難しさを感じております。

I C T機器の活用に関わり得意な教員とそうでない教員がいることは確かですが、各学校において、I C T推進リーダーを中心に日頃の会話の中でスキルを高めている営みを行っております。そうしたことにより、少しずつではありますが、I C Tに対する抵抗感が全体的に低くなってきているように思われます。

二町教育委員会としましても、I C T委員会を組織し、各学校での実践を持ち寄って交流し、よいと思われた実践を各学校へ持ち帰って広げる取組を行っております。また、郡内で実践された事例をI C T活用指導事例に累積し、検索できる仕組みを整備しております。

さらに、現在はインターネットを通じて様々な教育情報を得ることができます。与えられたものを指示されたようにではなく、教員自らの願いに対し必要な情報を求めて動く、そうした姿勢を期待しております。また、そうした段階に来ているとも感じております。

最後に、今回の御質問はオンライン授業についてでございましたが、I C Tを活用した学びにおいては、オンライン授業はその方法の一つであり、今後は家庭学習での活用を中心に進めていきたいと考えております。

GIGAスクール構想、具体的に申し上げますと、1人1台端末、高速ネット回線、クラウド利用の学習ですが、課題解決や目的達成に向けた様々な情報収集、選択、整理、分析して自分なりの解をつくり、文書や写真、音声、動画等で表現し、伝えるなど、ツールとして活用することを求めています。

そうした点から、現在は対話的な学びでの活用に重点を置いて取り組んでいるところでございます。

児童・生徒の深い学びにつながる教育活動を通して、興味、関心、意欲を高め、思考、判断、表現等の力を育み、知識・理解を深めることを目指し、日々の実践を進めたいと考えております。以上でございます。

○議長（田島清美君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 私からは、ワクチン接種証明、PCR検査の対応についてお答え申し上げます。

接種証明書については、7月末より海外渡航用に限定して紙での申請・交付が始まっており、当町においても11月末現在で91件の証明書を発行しております。

また、国において、接種証明書のデジタル化が進められており、12月20日より利用が可能となる予定であります。

このデジタル化に併せて、海外渡航用に加え、日本国内用の発行も行われることから、国が定める接種証明書の発行を行っていく考えであります。

発行体制については、現在、役場1階の健康介護課窓口及び福祉健康センター、また郵送での受付を行っているところでありますが、デジタルの証明については国の提供するスマートフォンアプリを用いて自動で交付されるシステムとなります。

このデジタルの証明書の発行はマイナンバーカードとスマートフォンをお持ちの方が対象になり、具体的には、スマートフォンに接種証明書アプリをダウンロードし、マイナンバーと4桁の暗証番号で本人認証を行った上で申請することにより、QRコード付きの電子証明書をスマートフォンの画面に表示することができます。デジタルの証明書を申請できない方については現在と同様に紙での発行となりますので、現在の体制での対応を考えております。

次に、PCR検査、抗原検査等の今後の検査体制についてであります。感染対策と日常生活の回復の両立に向けてワクチン検査パッケージ制度が導入され、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等においても、ワクチン接種歴、または検査結果の陰性のいずれかを確認することにより、飲食、イベントなどにおける行動制限の緩和が可能となりました。

この制度においては、PCR検査等は検体採取日より3日以内、抗原定性検査は検査日より1日以内の結果が有効であり、県においては健康上の理由によりワクチン接種を受けられない方、12歳未満の子供に対する検査を無料で実施する体制の整備が進められています。

検査事業者については、県が薬剤師会と調整し、県内を広くカバーする大手ドラッグストアを含めた薬局、民間検査機関を募集しているところであり、検査受付の開始については12月下旬が予定されています。

このような状況の中、町といたしましてはワクチン証明書の発行やワクチン検査パッケージ制度について町民の皆様に分かりやすく情報が伝わるよう、LINE、ホームページ等を活用し周知を図っていきたいと考えております。以上であります。

○議長（田島清美君） 一般質問の途中ですが、1時30分まで休憩いたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後1時30分

○議長（田島清美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

〔1番議員挙手〕

間宮議員。

○1番（間宮寿和君） では、2回目の質問をさせていただきます。

まず、オンライン授業に関してですが、答弁いただきましてありがとうございました。教育委員会としても、また学校としてもきちっと反省をし、今後の方向性を決められているということを知ったことで少し安心もいたしましたし、あと羽島郡の教育委員会としては、今後の教育方針という部分の共有であったり、そういうところももう既にやられているというお話も伺うことができまして、本当に安心したとともに、ある意味大変だなということも実感したんです。

その中で、いわゆる体制を整えていくという、機械的なものも含めてなんですが、先ほどの質問でも私少し上げたんですが、ある先生では大きなモニターを用意して、自分で持参してやられていたりとか、黒板が映らないからということで、ノートパソコンをあっちへ持っていったり、こっちへ持っていったりしている先生がおられたのを私は見てきたんですが、その辺りの中で、これは私的な考えで申し訳ないんですけど、例えばモニター1つ幾らぐらい、どのぐらいの大きさでというのもあるんですけど、そのモニター1つ例えば各部屋に常備するか、ウェブカメラというのが1つあれば、かなり広角のものでクラス全体であったりとか、黒板全体であったりとか、そういうところは捉えられると思います。

例えば、ウェブカメラ1つにしたら、私の持っているものでも3,000円ぐらいで買えます。金額のことではないとは思いますが、そのようなウェブカメラ1つあれば、例えば今の黒板もそうですし、先ほどの答弁の中にもありましたが、授業参観等の風景なども、各クラスをそれで映すことによって、家庭で親さんが子供たちの風景を見ることが可能になったり。そのウェブカメラ1つあることでかなり大きく変わるような気が私はするんですが、これは教育長とい

うより、笠松町長のほうへお願いというか御質問みたいな形にはなるんですけど、もしそのような必要性というものが今後出てきたときに、教育委員会から出されたときには、そのような体制的なものはどうでしょうか。

○議長（田島清美君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） もちろんICT教育というのはこれから先端でありますし、笠松町も教育には非常に力を入れていかなければいけないということでもありますので、もちろんこういった授業等で必要なものが教育委員会なり学校委員なりがあれば、柔軟かつ前向きに対応していきたいとは思っております。

〔1番議員挙手〕

○議長（田島清美君） 間宮議員。

○1番（間宮寿和君） ありがとうございます。

先ほど教育長も、これからのGIGAスクールという単語も出させていただいて説明をいただきましたが、正直言うと、これからも私もどこかのタイミングでGIGAスクールの質問というものをこの場でまたできればいいとは思ってはおりますが、これからの時代、本当にGIGAスクールというものを含め、学校教育というものは大きく大きく変わっていくと思います。今、町長からも柔軟に対応していきたいという御答弁をいただきましたので非常に安心しております。これからも子供たちの教育という、今日も子供の条例も出ますが、子供たちのこれからの教育、また生活というものを安定できるような町であり、教育委員会であってほしいなということを切にお願いいたします。

2つ目の質問の中で、ワクチンの証明書の御答弁を聞いて、これもまた一つ安心したところではあります。12月20日からの国からのアプリでの発行、マイナンバーとの連携でというところもあったんですけど、また12月下旬に向けての各ドラッグストア等との手続等が進められている。PCR検査も進められているということをお伺いし、これはこれでまた一つ安心したところではあったんですが、逆に言うと不安になったところもございまして、というのはもう今12月の半ばであり、下旬、20日というともう1週間、10日で下旬ということにもなってきますが、町としては、それをすぐ国が出したときの質問等がまた町民から出てくるんじゃないかなという。今、ちょうど10万円の給付の話もテレビ等々、町の体制等がまたちぐはぐというところで大変だなと思う中で、これが20日、下旬というところで国がぼんと出されたときに、果たして町としてその質問に対応できる体制ができていいのかとか、またそういう部分で大変になってくるんじゃないかなと思うんですが、その辺りの準備というのはどうなんでしょうか。整われているのでしょうか。

○議長（田島清美君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

まず、ワクチン証明書のほうにつきましては、今朝もテレビでやっておったんですけども、12月20日からということで、いろいろ御質問等もあるかとは思いますが。ホームページとかLINE等で周知するとともに、コールセンターもありますので、そういうところでもお問合せに対してお答えできるように準備していきたいと思っております。

それから、検査につきましては、県のほうが実施されますので、県の状況を随時確認しながら、早い段階で周知ができるようにしていきたいと思っております。

〔1番議員挙手〕

○議長（田島清美君） 間宮議員。

○1番（間宮寿和君） ありがとうございます。

今のような体制もきちっと整えるよという御回答をいただきましたので、安心して年越しをしたいなと思っておりますが、どちらにしましても、コロナに関しても、教育に関してもそうですが、これから本当に一つの大きな課題になってくることは間違いないと思います。それに対して、対応というのは、本当に大変だとは思いますが、切にお願いいたしまして私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（田島清美君） 次に進みます。

10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 議長さんのお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひします。

まず、1つ目は、冬に向けての福祉灯油というか、原油の値上がりによる灯油の値上がりについてお願ひをしたいと思います。

既に12月も中旬に入りましたが、笠松町は岐阜県の42市町村のうちでは暖かい気候に恵まれているほうだと思いますが、まだ伊吹山に雪はありませんが、雪をかぶった伊吹山からの伊吹おろしには寒さをひとしお感じるころです。この冬に向かって灯油を使用して暖房などされる方がいると思いますが、原油の高騰で灯油が大幅に値上がりしているということです。店頭価格1リットル77円だったのが110円に値上がりしたということです。18リットル1,386円から1,980円になりますので、594円の値上げとなっています。笠松町の商店の状況をお聞きしますと、18リットルで1,980円から2,070円のところもありましたが、コロナの終息が見えないこの冬に向けて、暮らし応援緊急対策として住民税非課税世帯へ灯油代を援助する対策をお願ひしたいと思います。町長のお考えをお尋ねします。

2つ目は、ごみ行政についてです。

私は、昭和48年、1973年4月に笠松町へ引っ越し、笠松町民となりました。町民になって驚いたことの一つに、黒いごみ袋でしたが、町から無料で配布されていたことです。笠松町民になって10年目でしたが、町議会議員にさせていただきました。ごみ袋の有料化が近隣自治体から

実施され始めましたときに、岩田町長の時代だったかと思いますが、ごみと一緒に燃やしてしまう袋だから、内容の見やすい半透明の袋であればよいということで、途中からでしたが、近隣市町との関係で、それぞれの出した人の名前を書いたシールを貼り付けることで、笠松町民であることの証明を工夫されましたが、基本は変わらず今年の9月まで続けました。

今年度の当初予算で、10月からのごみの収集の有料化に向け、9月までの収集ごみ増を見越され、燃える大型ごみで1,210万円、金物、瓦礫で464万2,000円の当初予算が計上されていました。9月のごみの量は本当にすごかったと思いますが、予算内で済んだのかどうなのかお尋ねします。どのぐらいかかったか具体的に教えてください。

2つ目に、有料化になって3か月に入っていますが、町民の皆様からは、小さいほうのごみの袋だと思いますが、ごみ籠から小の袋に入れにくい、それから袋の生地が分厚過ぎる、袋代は高いねと言われましたが、町のほうにはどのような声が届いているのでしょうか、ありましたらお尋ねします。

3つ目に、ごみ袋を助成されている状況を具体的に教えてください。

4つ目に、これからはますます高齢化が進みますが、ごみステーションまでのごみ出しができない高齢者などが出てくるのではないかと思います、この対応のルールを決めておいていただいたほうがよいのではないかと思います。というのは、私の知り合いで安八町に引っ越された方が、ごみ出しができない状況のときに、御近所さんをお願いして500円払って持って行ってもらったとかとおっしゃるんですが、何か安心したルールがあって、お願いできる状況をつくっておいたほうが良いと思いますので、ぜひこれについてのお考えをお尋ねします。

それから、不燃ごみ用の5枚1,000円の袋なんですけど、あれでは大き過ぎる、もっと小さく分けて入れられるような袋を作ってもらえるとありがたいという声がありましたが、どうぞそれについてのお考えをお尋ねします。

3つ目に、生活保護行政についてお尋ねします。

新型コロナウイルス感染拡大後、2度目の年末を迎えています。倒産、解雇、女性の自殺の急増など、多くの人たちの生存権が脅かされてきました。生活保護は、憲法第25条、すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有すると国民の生存権、国の社会保障的義務を決めた憲法に基づいて、1950年に生活保護制度が創設されたといえます。今年の12月1日の赤旗日刊紙に、厚生省は生活保護の9月分の申請件数が前年同月比6.1%増の2万156件だったと発表され、9月時点の生活保護の全受給世帯数は164万1,564世帯で、前年度同月比5,810世帯の増加と報道され、高齢者世帯が55.6%を占めるとありましたが、当町の生活保護の状況はどのようなのかお尋ねします。

生活保護の申請の際は、町の担当の窓口で生活保護の申請に来ましたという意味と住所、氏

名が記入されて申請したことになり、それを断ると申請権の侵害になるということですが、そのような理解でいいのかお尋ねします。

生活保護を申請すると、扶養照会といって生活保護を申請した人の親族に町から援助できませんかと郵送等で問い合わせることがあるそうです。相談者の意思を尊重し、厚生労働省は扶養照会の実務運用について、今年の2月と4月に改定したとのことですが、具体的にどのように改定されたのか教えてください。町民が生活保護を申請した場合の手順を具体的に教えてくださいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

以上3点でよろしくお願ひいたします。

○議長（田島清美君） 長野議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 長野議員さんの質問第1点目、住民税非課税世帯等への灯油代を援助する対策についてのお尋ねにお答えします。

昨今、原油等の価格が高騰している中、岐阜県内の灯油店頭価格につきましては、資源エネルギー庁の給油所小売価格調査によりますと、18リットル当たり、11月15日時点で1,909円と、昨年の同時期の価格1,391円より約500円強の値上がりとなっており、全国的にも高値の状況となっております。

このような状況の中、国では、令和3年11月19日に閣議決定されたコロナ克服・新時代開拓のための経済対策において、エネルギー価格高騰への対応として、地方公共団体が原油価格の影響を受けている農業、漁業、運輸などの事業者に対する原油価格高騰対策に加え、生活困窮者に対する灯油購入費の助成などに対し、特別交付税措置を講ずるなどの方針が示されました。また、同時に、生活、暮らしの支援として、住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円の現金給付を行う方針も示されました。

このような状況の中、当町としましては、今後、灯油以外の暖房器具を使われる方との公平性の観点や住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円の現金が給付されることも踏まえ、現在のところ灯油代を支援することは考えておりません。

続きまして、ごみ行政についてであります。

まずは、10月からの有料化による影響についてのお尋ねでございますが、4月から9月までの間に家庭から排出された金物、瓦礫、燃える大型ごみの量を昨年度と比較しますと、約260%の増加であり、量にして約1,000トンが排出され、その処理をいたしました。議員の言われる急激な排出増加に対応するための収集費用として、燃える大型ごみと金物、瓦礫、合わせて1,674万2,000円を計上させていただき、9月から10月の収集作業の増車等に応じた収集委託料が962万1,000円、また職員で改修するためのレンタカー借り上げ料が12万4,000円、合わせて974万5,000円であったことから、現予算の範囲内で対応することができたところであります。

ごみ袋に対する御質問、御意見については、10月1日の制度変更する前後、価格について多くの御意見、質問等をいただきました。ごみ袋取扱店で購入する際、有料化をしていない自治体と当町のごみ袋との価格差が大きいことに対する問合せもありました。この意見、要望に対しては、当町はごみ減量が進んでおらず、その処理には多くの公費が必要であり、町民の方がごみ袋を購入することにより、処理経費の一部が賄われるものであり、減量のためである等々の説明をさせていただいたところであります。議員が聞かれたごみ箱から町のごみ袋に移しづらい、生地が厚い等の意見は町には届いていないと思いますが、今回導入したごみ袋が取っ手付の形状であり、今までその方が利用されていた市販のごみ袋と使い勝手が違うこと、また製造工程上に発生する切れ目があるなどについては、数件の意見をいただいたところであります。

今回の指定ごみ袋の導入の第一の目的は、ごみの削減であります。ごみを排出するということは、町民の方々の生活と切り離すことができず、全ての方に関わりのあるものであり、家族構成、ライフスタイル、考えなどによりそれぞれ違うものであると理解はしておりますが、まずはごみを削減し、環境に優しいまちづくりのきっかけとなるものであると思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

ごみ袋の助成であります。

笠松町乳幼児等紙おむつ使用世帯応援事業について説明をいたします。

10月からのごみの有料化に伴い、常時紙おむつを使用している乳幼児、高齢者、障害者世帯に指定ごみ袋（小）を9月から支給しており、支給状況については、11月末現在にて報告させていただきます。

まず、乳幼児世帯につきましては、申請時に2歳未満のお子さんを養育している方に乳幼児1人につき1回、申請日時点のお子様の年齢に応じて30枚から120枚を支給しており、対象者334人のうち318人の方に2万5,650枚の支給をし、支給率は約95%であります。

次に、高齢者世帯としまして、町おむつ購入費助成事業の助成を受けている方、要介護3以上で在宅の方になりますが、年1回60枚を支給しており、対象者27人のうち13人の方に780枚の支給をし、支給率は約48%であります。

最後に、障害者世帯としまして、町障害者日常生活用具給付事業により、紙おむつ、ストーマの給付を受けており、在宅の方には年に1回60枚支給しており、対象者48人のうち24人の方に1,440枚の支給をし、支給率は50%であります。

なお、申請方法につきましては、母子健康手帳、紙おむつ購入費助成決定通知書、障害者手帳及び日常生活用具給付決定通知書を御持参の上、申請書を福祉子ども課に提出していただき、指定ごみ袋をお渡ししております。

周知につきましては、広報、町ホームページ、LINEのほか、出生届の受付や乳児健診の際に案内チラシを配付し、また高齢者及び障害者世帯の方につきましては、おむつ購入費助成

決定通知書や日常生活用具給付決定通知書の送付の際に案内チラシを同封しているところであり
ます。

高齢者の方のごみ出し等の日常生活での困り事につきましては、町内会における地域コミュニ
ティーでの近所の助け合いや地域ボランティアにおいて、ごみ出しの支援をするなど、支え
合っていただくことが基本であると考えています。このような考え方の下、ごみ出しが困難な
方への支援現状につきましては、町と社会福祉協議会が連携し、日常生活の中での困り事を手
助けする地域の担い手、支え合いサポーターを養成しており、現在、小さな手助け笠松という
ボランティア団体が高齢者のごみ出しなど生活支援の活動が行われています。

また、要介護認定者の方に対しては、介護保険法での公的サービスとして、事業所のホーム
ヘルパーによるごみ出し等の家事援助が行われているとともに、要支援1・2などの高齢者
の方には、シルバー人材センターの会員によるごみ出し等の家事援助が行われています。町とし
ましても、高齢者の方が安心して生活できるよう、地域共生社会の実現に向けて、今後も引き
続き社会福祉協議会と連携しながらボランティア団体を育成し、活動支援を行っていくなど、
地域住民、ボランティア団体、行政が受け止め、協力し合える地域づくりを目指してまいると
ころであります。

不燃ごみ用の袋のサイズにつきましては、有料化前に多くの方々が金物や瓦礫などを整理し、
排出されたこともあり、現在は排出量が非常に少ない状況で推移しております。また、不燃ご
みの排出量が最も多い時期は年末時期であることから、その時期の排出量や状況を一度確認し
たいと考えているところでもあります。そのため、袋のサイズの検討につきましては、もうしば
らくの間、排出量や排出状況を見させていただき、その後、ごみの削減量の実績や排出状況を
議員や町内会長等にお示しし、意見を伺う機会を年度内には設け、改善できることは改善して
いきたいと考えております。

続きまして、生活保護行政についてのお尋ねであります。

3点の御質問をいただきましたので、順番が前後しますが、まとめて説明させていただきます。

生活保護制度につきましては、議員が言われるように、憲法にすべて国民は、健康で文化的
な最低限度の生活を営む権利を有すると規定されており、その理念に基づき、最低限度の生活
の保障と自立の助長を図ることを目的として、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行う制度
であります。

最初に、申請手続について説明いたします。

生活保護の相談・申請窓口は、現在お住まいの地域を所管する福祉事務所となっています。
笠松町においては、福祉事務所を設置していないため、保護の申請受付は行っていませんが、
生活に困り、生活保護のことを聞きたい方の相談があった場合には、福祉子ども課において丁

寧に状況をお聞きした上で、生活保護制度の仕組みについて十分な説明を行い、保護申請の意思を確認しています。生活保護の申請意思が確認された場合には、速やかに県の岐阜地域福祉事務所に連絡を行い、福祉事務所職員と同席の上、申請書を福祉事務所に提出していただいております。生活保護の申請をされますと、福祉事務所において、生活状況等を把握するための家庭訪問、預貯金、保険、不動産等の資産調査、扶養義務者の調査、年金や就労収入等の調査、就労の可能性の調査をさせていただいた後、国が定める基準に基づき、福祉事務所が保護の可否を決定され、原則、申請した日から14日以内に通知がされます。保護費につきましては、福祉事務所から、原則として毎月5日に指定の金融機関口座へ振り込まれます。

次に、扶養照会の改正について説明します。

この扶養照会につきましては、厚生労働省社会・援護局保護課より、令和3年2月26日付で扶養義務履行が期待できない者への判断基準の留意点等についてを、3月30日付で生活保護問答集についての一部改正についてを都道府県・指定都市・中核市宛てに4月1日から適用するようとの通知がされ、その改正の内容といたしましては、扶養義務者の調査において、扶養義務の履行が期待できないものの判断基準が明確化されたものであります。具体的には、相談者から扶養義務者の有無について聞き取り調査をし、その結果、扶養義務者が社会福祉施設入所者、長期入院患者、おおむね70歳以上の高齢者、扶養義務者と10年程度音信不通であるなど、交流断絶と判断される場合、虐待の経緯があるものなどについては、扶養義務者の履行が期待できないものとして、扶養義務者への直接の照会を行わない取扱いとされたところであります。現在、福祉事務所においても、このような運用をされているそうです。

最後に、生活保護の申請、相談につきましては、全ての相談者の方に寄り添った丁寧かつ親切な対応に心がけており、議員御心配の申請権の侵害となっていることはありませんし、あつてはならないと考えております。また、町窓口業務全体においても、同様な心がけで対応しているところであります。以上であります。

〔10番議員挙手〕

○議長（田島清美君） 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） ありがとうございます。

灯油の関係は、10万円のことで解決というか、その中の一つに入っているというふうに考えていいですね。

それで、次は、ごみ行政のほうへ行きたいと思います。

何とか予算内で、すごいごみだったと思いますけど、済んだということはすごいなと思いましたが、ただ笠松町はごみ焼却場ができるまではいろんな経費の要ることが分かりますし、私が議員になってからも初めて有料化になったわけですけど、工夫の仕方ですけれども、実際には減量の効果は、この10月、11月の辺りで出てきているのでしょうか。

具体的には分かれば教えてください。まずそれをお願いいたします。

○議長（田島清美君） 堀部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） 有料化後のごみの減量の推移ということでお答えさせていただきます。

10月、家庭の可燃ごみの量を調べましたら、前年の同月と比べて2割程度減量しているという実績がございます。

[10番議員挙手]

○議長（田島清美君） 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 今のところ2割の減量というのは、評価としてはそれぐらいは当たり前だということなんですか。9月末までに皆さん一生懸命出したと思うんですね。その影響もあるかと思えますけれども、今後も9月以前と比べると、2割ぐらいの減少でぐっと減量は進んでいくものと考えられますか。

○議長（田島清美君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） 2割といいますのが、ちょうどごみの有料化の国の手引を拝見しますと、例えば50円で設定した場合には、大体2割ぐらいの削減ができるというようなデータもございました。あと、町の計画にも、計画と現在の数値というのが、大体2割ぐらい削減をしなくてはその目標値に達しないというところで、2割という数字はいい数字だと思っておりますが、ただこれは10月ですので、最初の有料化の月ということで出ている量も少ないのかなということがございます。あと、この有料化というのに慣れてまいりますと、ある程度は削減率は低くなるというふうな予想はしておりますので、できればこの2割というのは継続をしていければいいんですけど、徐々に削減率は少なくなっていくのではないかとこのふうには思っております。

[10番議員挙手]

○議長（田島清美君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 少しでもごみの量が減るということは、それなりに大事なことも思いますが、住民の皆さんの大事な仕事というか、減量していく視点が大事だと思うし、これからは必要なことではないかと思うんですが、私は生ごみは別で処理する形を取っているんで、今のところ50円の袋で10月から始まって2つ目を使っているぐらいで済んでいるんですけど、小さい袋のほうのごみで週2回あったのを1回で済んでいるわという方の声も聞きます。処理の仕方をいろいろ研究して、皆さんと一緒にお茶を飲んだりする中で、そんな話をしていると、ああそうか、そういう考え方もあるね、満タンにならなくてもやっておったけど、満タンしてから出せば一月ぐらい何とかなるねとか、そんないろんな話も聞きますが、ぜひこんな状況だということを、皆さんがやっぱり協力しているということですよ、有料化のごみの袋で。その

点ではぜひとも、半年に1回とか、1年に1回、むしろ半年ぐらいいに1回ずつぐらいい減量の状況が出されてくれば、皆さんの励みにもなるかと思うんですが、減量するに越したことはないわけですが、他のところに捨てられて、捨て場所を変えられたというようなことでは環境には問題があるわけですので、ぜひその後のカバーをしていただけるとありがたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（田島清美君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） お答えさせていただきます。

今、言われた長野議員さんが削減しているということ、できれば、長野議員さんもそれをどんどん発信していただきたいと思っております。町といたしましても、いろんな実績が今後徐々に分かってくると思っていますので、広報でもお知らせをしていきたいと思っておりますし、町内会長会議等でも御報告、もちろん議員さんの皆さんにも御報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

〔10番議員挙手〕

○議長（田島清美君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） どうぞよろしくお願いいたします。皆さんで参加する一つの大きな仕事だと思っておりますのでお願いいたします。

と同時に、先ほど大きい燃えないごみを捨てるあの袋、1枚200円なんですけど、あれにいっぱいになるほどまでためておけない人とかあるので、もう2種類ぐらい作ってもらうということではできないでしょうか。例えば茶わんだとか、そういうのが割れたときの袋、それから金物で捨てなきゃならんものという、種類としてはその他のものと、3種類ぐらいになるかと思いますが、家庭の中で出るものでいえば。ガラスの割れたもの、陶磁器の割れたもの、それから金物類のもの、あとその他というところというぐらいだと思うんですが、一月に1回ぐらいいまとめて捨てられるような、機会を持っていけるようにしていただけると、あの大きなごみで、アパートとか狭いお家、庭がなかったりすると、あれをずっとためておいて、いっぱいになって出すというのにはちょっと抵抗を感じるんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（田島清美君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） お答えさせていただきます。

不燃ごみの小さい袋とろんな袋ということでございますが、先ほど町長が答弁させていただきましたように、9月、本当に大量の不燃ごみ等を出されて、今少ない推移で行っております。もう少し状況を見せていただきまして、先ほど町長が最終的に答弁させていただいたように、議員の皆さん、あと町内会の皆さんにも状況をお知らせしつつ、意見交換をできる場を設けさせていただきまして、その後、改良とか改善が必要な部分については検討していきたいというふうで思っております。

[10番議員挙手]

○議長（田島清美君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） それは、今年度内のどこかでということなのか、年度が明けてぐらいの半年後ぐらいになるのか、その辺はどうでしょうか。

○議長（田島清美君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） お答えをします。

今年度内に一度、意見交換をしたいと思っております。

[10番議員挙手]

○議長（田島清美君） 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） どうぞよろしくお願いいたします。

次に、生活保護の関係ですが、先ほどの国からの要望がありますように、扶養照会というのが大変なネックになって、生活保護を受けたいけれども、ここでどうしても引っかかるということがあります。もう一つは、困り果てて生活保護のお願いに行ったときに、いろいろとすぐに受け付けていただけないということが、話を聞いてほしいというところで切られてしまうようなことがあるようでして、だから何とか生活保護の申請に来ましたと言ったら、その方の気持ちを受け止める形での相談になってほしいと思うんですが、いろんな滞納があったときなどにも、時々いろいろ言われて、死んでしまいたいと思ったなんて言われていらっしゃる方もこれまでには出てきたりしましたが、笠松のことでないんですけれど、そんなことのない体制でいてくださると思いますが、ただ先日、生活保護の書類はどんなものがいろいろあるだろうかと思って聞いたら、窓口になかったんですね、それが。それで取り寄せていただいたんです。それは、笠松町の決定は県ですよ。けれども、窓口としては、やはり福祉の関係のところへ行くことになると思うし、そういう形で町としては進められていると思うんですが、どうでしょうか。

○議長（田島清美君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

先ほども町長が答弁されましたが、あくまでも申請の受付というのは福祉事務所になります。笠松町には福祉事務所がございませんので、まずは丁寧にその方のお話を伺って、御相談を聞かせていただいて、それで申請の意思があるということを確認した上で、福祉事務所のほうにつないで、そこで初めて申請書を書いて出していただくということになります。ですので、町のほうに申請書を置いた場合であっても、それをすぐに書いてというわけにはいかないと思うんですね。ですので、置くことは簡単なことだとは思いますが、そこは福祉事務所のほうに確認して、置くことができるかどうかというのも必要になりますし、置いたからといって、すぐに申請書を町に相談に見えたその日に書いていただくということではできませんので、その点を

御理解ください。

[10番議員挙手]

○議長（田島清美君） 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 福祉事務所が県の福祉事務所になるわけですよね。それで、申請する側からすると、1回では済まないということですよね。でも、笠松町でお願いするときは、やっぱり福祉子ども課か部長のところとかにお願いに伺うところから始めるんだろうと思います。そこはいいですか、そこで。

○議長（田島清美君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

まずは、福祉子ども課のほうの窓口で御相談に来ていただきたいと思います。そちらで受けさせていただきます。今現在も、本当に生活保護の申請の方が増えていると思いますけど、今も本当に日々相談を受けて、窓口のほうで担当は大変な状況でございます。

[10番議員挙手]

○議長（田島清美君） 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） すみません。今言われて思い出したけど、現在、笠松町での生活保護の世帯数はどれぐらいか教えてください。

○議長（田島清美君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

令和3年11月末現在で88世帯115人の方が受けていらっしゃいます。

[10番議員挙手]

○議長（田島清美君） 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） それで、申請用紙は笠松町にあったとしても、すぐにそれに書き込む形にはならないということですね。

それからもう一つ、生活保護のしおりというのも出ているようですが、私は、取りあえず伺ったときに、何か申請したよという受付用紙のようなものと、それからそのしおりぐらいは窓口として置いておいていただけないかなと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（田島清美君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

生活保護のしおりというのが、生活保護の手引というものを福祉事務所のほうで作って見えます。その手引を見ながら、福祉事務所の方が申請というか、お話を聞くときに、それを見ながらいろいろお話を今されている状況になっております。事前にそれを町のほうに相談に見えたときにまずお渡しすることができるかどうかというのは、やはり福祉事務所が作っていらっしゃるものですので、そちらに確認をしないといけないので、またそこら辺は福祉事務所に確

認しまして、町に相談にいらっしゃったときにそれをお渡しすることができるのであれば、今後そのようなふうにしていきたいと思えます。まずは確認をさせていただきたいと思えます。

[10番議員挙手]

○議長（田島清美君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） ありがとうございます。

決定権がないという事実からいっても、町民の人たちも大変だと。本人の方にしてみれば、幾つか手間暇を、生活に貧しているところでそういう状況というのは、何かもうちょっと窓口があれして、その後、それこそ決定は連絡して済むぐらいの状況になるような方法にならないかとも思ったりするんですが、でも皆さんの大切な税金を使うことですのでという部分もあるんですけど、でも市はそれぞれ福祉事務所を持ってそれでやっているんですよ。だから、なかなかその環境からも、自分のせっぱ詰まったことが言いにくい状況でいらっしゃる人たちがやっと勇気を出して来てその状況ですので、もう少し簡単にというか、町の中で済ませられるような状況ができればいいなとも思っておりますけれど、今後の課題と思って、同じ権利ですので、すぐできたらいいなと思うんですがということですが、いろいろ分かりましたので、また皆さんといろいろ要望したりしながら頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。今日はありがとうございました。

○議長（田島清美君） 一般質問の途中ですが、35分まで休憩します。

休憩 午後2時22分

再開 午後2時35分

○議長（田島清美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

8番 岡田議員。

○8番（岡田文雄君） 議長さんのお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

交通安全対策についていたします。

国が免許の返納を推奨しておるわけですので、今回は免許証返納についてを質問させていただきます。

高齢ドライバーによる悲惨な交通事故が後を絶たない。大阪で11月17日、89歳の男が運転する車がスーパーの店先で暴走し、3人を死傷させた。男はアクセルとブレーキを踏み間違えたと見られます。事故前には免許返納を逡巡していたという。免許保有者10万人当たりの死亡事故発生件数をドライバーの年齢層別で比較すると、75歳以上は未満の倍以上の多さという。高齢になるほどペダルの踏み間違いやハンドル操作ミスが事故原因として増す傾向がある。

国は1998年、運転免許証の返納制度を始めました。返納者は当初年間3,000人足らずだったが、右肩上がりが増え、母子2人が犠牲になった池袋暴走事件が起きた2019年に60万人台へ急

増した。75歳以上の免許保有者は、20年度時点で590万人に上り、団塊の世代がこの数年で一気に仲間入りする。高齢になるにつれ、認知や判断能力が衰えることは避けられない。

最新技術や施策でいかに補えるかが社会に問われよう。来春から自動ブレーキなどを備えた安全運転サポート車、サポカーの運転手に限定した免許が創設される。人工知能、AIを用いて、歩行者や障害物を察知し、危険時にブレーキをかけたり、急加速を抑えたりする機能は、国内で販売されている大半の新車に搭載されている。国は、昨年から最高で10万円の補助金を出しているが、22年以降も継続を望みたい。

75歳以上の免許更新は、現在認知機能検査を義務づけられているが、来春からは、速度超過など違反歴がある人には、教習所などの実車試験も課される。免許を維持するハードルは相当上がり、返納者の急増も予想される。車がないと生活自体が成り立たないという地方や個人事情もあるだろう。頼みの綱のバス、数時間に1本といった公共交通の利便性が悪い地域も少なくない。車を手放すことで外出の機会が減れば、生活スタイルの変化や健康、生きがいにも影響をしかねない。全国の自治体で自動運転によるバスや車の実証実験、タクシーやバス乗車券への試験的な補助など、多様な取組が進んでいる。

行政は、高齢者が免許を返納できる環境の整備に一層注力すべきだ。高齢者の安全な移動を多角的にさせる社会でありたい。直近では、全国でブレーキとアクセルを間違えてコンビニやスーパーなどの店舗に突っ込む事故が多発しています。最悪は、高齢者の運転する車が集団登校の列へ突っ込む事故も多発しております。豊かな経験、有能な人生を送ってこられた方が一瞬にして人生が終わってしまいます。こういうことを住民の皆さんに知らせ、返納者に当町はこういうサービスをしていますと強い言葉でアピールをしてほしいと思います。

そこで質問をいたします。当町では、安心・安全、住んでよかったという町、スローガンのようなものがあつたと思いますが、具体的にどのようなことを指しているのか御説明ください。

2つ目、当町ではいろいろなサービスがあると思いますが、できればもう一度詳しく御説明してください。そして、75歳以上の免許保有者に説明が行き届いているのか、町民の皆さんは不安で不安でしょうがない。時々私のほうへ訪ねてこられます。そこでもう一度、分かりやすい方法で周知していただきたいと思いますが、そのようなお考えがあるのかお答えください。

次に、当町には、75歳以上の免許保有者は何名おられるのか、そしてここ3年間で年間何名の返納者がありましたかお答えください。そして、その返納者は、当町のサービスに満足しておられるのか、追跡調査をしているのか、これについてもお答えしていただきたいと思います。

以上、第1回目の質問を終わります。

○議長（田島清美君） 岡田文雄議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 岡田議員さんの交通安全対策に対する御質問についてお答えします。

私は就任当初より、安全・安心なまちづくりを重要施策の一つに掲げ、地域防災力の強化や民間との連携した防犯活動と併せ、交通安全の積極的な啓発活動に取り組むものとしてまいりました。今年度より、新たにスタートした第6次総合計画においても、町の将来像の実現に向けた6つの基本方向の一つに、安全で安心して暮らせる住みよいまちを掲げ、災害に強い町の構築や消防、救急体制の整備、防犯体制の強化に加えて、地域との連携による交通安全対策を推進させ、あらゆる世代において、交通事故から尊い人命を守ることに努めております。

交通安全対策の具体的な取組としましては、一つ、交通安全に関する意識啓発、一つ、子供や高齢者を対象とした交通安全教室の実施、一つ、交通安全施設の整備といった交通事故を防止する環境づくりを進めるとともに、一つ、交通安全活動団体への支援、一つ、警察署など関係機関との連携強化といった住民主体の交通安全活動の促進を実施し、交通事故がなく、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めているところであります。そして、これらの取組の実現性を図るため、まちづくり指標、K P Iとして、高齢運転者事故件数を当初15件、中間値で減少、令和12年度の目標値を減少に、また運転免許証自主返納者を当初71人、中間値で150人、令和12年度での目標地を300人と設定し、これら数値目標の達成に向けた様々な交通安全施策に取り組んでいるところであります。

続きまして、免許返納についてのお尋ねでございます。

町では、運転免許証の自主返納の支援として、令和元年10月より、65歳以上で運転免許証を返納された方に1年間の公共施設巡回町民バス使用料免除を行っております。この支援を受けていただくには、岐阜羽島警察署、または運転免許センターで運転免許証の自主返納をされた場合に併せて運転経歴証明書の発行手続を行っていただき、役場建設課で運転経歴証明書を提示し申請していただくと、使用料免除決定証が1週間程度で手元に届きます。運転免許証自主返納の町の支援制度については、制度発足直後は、町広報紙やチラシを班回覧で周知を実施してまいりましたが、現在は町ホームページのみの周知となっております。

笠松町は、高齢者の交通事故が多く、県から高齢者交通事故防止対策重点地域に指定されており、警察署、交通安全協会各支部等と連携し、啓発活動を行う予定をしていましたが、コロナ禍のため十分に行うことができませんでした。今後は、定期的な町広報紙などの掲載のほか、高齢者が参加する行事に出向いて、チラシの配布等を行い、分かりやすい周知に努めてまいります。

また、令和2年12月31日現在の岐阜羽島警察署の統計資料によると、笠松町の75歳以上の運転免許保有者は1,304人です。また、岐阜羽島警察署で確認いたしましたところ、過去3年間の運転免許証自主返納者は219人で、このうち75歳以上の方は151人です。公共施設巡回町民バスの免除申請をしていただいた運転免許証自主返納者の方への追跡調査をしておりませんので、町の支援制度の満足度は把握しておりません。以上であります。

[8 番議員挙手]

○議長（田島清美君） 岡田議員。

○8番（岡田文雄君） ありがとうございます。

65歳以上ですが、特に75歳以上で返納された方が、人生は100年という時代ですので、本当に追跡調査をして、どういうものを望んでおるのかとか、そういうこともある程度把握していただきたいと思っております。

そこで、私からの提案ですが、今、国で免許証返納者のために、電動四輪車とかカートとか、そういうものを何か国はメーカーと交渉して推奨しているように聞いておりますが、その辺のところは御存じでしょうか、そこら辺をお尋ねします。

○議長（田島清美君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 一部ではそういう動きがあるということは、報道等では知っておりますが、まだ具体的にどこの自治体がどのような取組をしているかというのは、ちょっと確認してまだ存じ上げておりません。

[8 番議員挙手]

○議長（田島清美君） 岡田議員。

○8番（岡田文雄君） それで、ちょっと文章的に読ませていただきますが、今、国は免許返納者のため、電動四輪カートか電動三輪車、自転車ですね、三輪自転車のメーカーと大量にできないかという打診をしているそうです。そこで、全国初、テレビ、新聞等に、国は18歳までの子供たちに、所得制限がありますが、10万円給付金を出すと今言っていますね。国が実際やっていますが、笠松町として、電動四輪とか電動三輪車を免許証返納者に対して助成して、返納者を推奨して増やすというような方法を考えておりますが、そのような考えはどうか。

○議長（田島清美君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 実は、この免許証の追跡調査の有無について、先ほど御質問がありまして、町独自ではやっていないんですが、平成27年度、各都道府県において、警察庁が75歳以上の方を対象にアンケート調査をしたところ、自主返納をためらう理由として最も多かったのは、やはり車がないと生活が不便なことといったことを上げられている。これは議員の指摘のとおりであります。

そうしたことを踏まえても、ただ電動四輪カートとか、電動三輪車といったもの、確かにそういった別の交通手段があるというのは非常にいいかと思いますが、ただそれに補助を出して、それを普及させるとなると、2つの大きな問題があると思います。1つは、これまで免許を持っていなかった方との公平性です。そしてもう一つ、これは非常に重要なんですが、先ほどの答弁でもさせていただいたように、笠松町は高齢者の事故が非常に多いわけでありまして。こうした中、乗り慣れていない電動四輪カートとか電動三輪車等を新たに町が積極的に助成してし

まう。この中で、また交通事故が新たに増えてしまうと、そういった懸念も非常に指摘されるわけでありませう。

いずれにしても、まず交通事故を、やっぱり今、特に高齢者は県内でもワーストワン、ワーストツーと言われていますが、それを減らす。そうした中で、皆さんの交通マナーが徹底される。そういった土壌ができてから、やはりこういった問題を考えていかなければいけないのではないかというふうには今私は思っております。

[8 番議員挙手]

○議長（田島清美君） 岡田議員。

○8番（岡田文雄君） 今から20年ぐらい前に、大変町として苦勞して、厚生省と何回も何回も交渉しながら、小学生までの医療費無料化ということで頑張って、全国初の無料化に決めたんですね。だから、こういう高齢者に対しても、三輪カートとか、そういうものに対して積極的に打って出て、本当に全国的にアピールして、笠松町はこういう町ですよというふうに、とにかく免許証返納者に電動三輪車というか電動四輪車の補助金を出すというしっかりした目標を持って補助を出すなら僕はいいと思うんですが、その辺のところはどうですか。

○議長（田島清美君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） まだ、正直申し上げて、よしんばこういった補助を出すことによって、果たしてどれだけの免許返納があるか。この議場にも75歳で免許を持っている、車を運転していらっしゃる方がいらっしゃると思いますが、もしそういった方が、例えば今日ここで補助を出しますと、電動カーを買ってくださいというふうに言ったら、その方が免許を返納されるかどうか、ちょっとそこら辺りも非常に個々のケースがあります。

そして、何よりも、やはり返納というのは、補助があるからとか、そういうサービスが得られるからじゃなくて、やはり交通事故、自分がもう運転技術がちょっとおぼつかない、自信がないと。もし事故を起こしたら、自分もだけど、家族や、そして加害者、また被害者に迷惑をかける、社会に大きな迷惑をかける。それは、やはり御自身と、そしてその家族や、また友人の皆さんといろいろ相談された上で決めていただくのが、やはりこれは交通安全という観点からも基本であると思ひます。

ですので、先ほども申し上げましたが、こういう補助とか、そういう制度の前に、交通事故を少しでも、この笠松町は多いので、減らすための努力を我々は続けて、その次の段階でこういうのを考えていくのが正しい道筋ではないかというふうに私は思っております。

[8 番議員挙手]

○議長（田島清美君） 岡田議員。

○8番（岡田文雄君） 大体意味は分かりました。

それに対してちょっと関連ですが、今町長が言われたように、本当に交通事故をなくすと。

そして、今一番危険なのは、通学とか、学校から帰るときの集団的に歩いているときの交通事故が一番怖いんですね。それで、関連になりますが、ちょっとお答えはどっちでもいいんですが、4メートルぐらいの通学路、私のほうの道路がありますね。舗装をし直すときに、通学路を全部カラーにしたらどうですか。カラーにしてやれば、カラーの上は車は通れませんよ、通学時間は通れませんよと。一々物を言わなくても、そのカラーの舗装をすれば、通学路は真ん中を歩こうが何をしようがもう車は通れないというような感じになると思いますので、その辺のところを感想で結構ですので、ひとつよろしくお願いします。

○議長（田島清美君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 今、議員のおっしゃられたカラー舗装等を含めた通学路の安全対策というのは、先般の町政懇のときに町内会長さんから御提案いただいております。ただ、全ての通学路を真っ赤かにするというのは、やっぱりいろいろな、逆にこれは何なんやということで、かえって効果が薄れると思いますので、今後、必要な箇所があれば、そういったことも町内会長さんをはじめ学校当局とも相談しながら進めていきたいなというふうに思っております。

〔8番議員挙手〕

○議長（田島清美君） 岡田議員。

○8番（岡田文雄君） そういうふうで、町内会のほうからもいただいているというちょっとお話を初めて聞きましたが、うちのほうの町内ですと、ずっと長い、400メートルぐらいあるのかな、ずっと子供が門間から北及から全部歩いてくるんですが、本当に狭いところ、そこは車が通るんですよ。ちょうどラッシュ時間ですから。それで、ボランティアで立っていただいている方が一生懸命やっているんですが、本当に危ないです。だから、その道を全部カラーにしまえば、自然とこの道は車は通ってはいかんという感覚になると思うんですよ。そうすると、交通安全につながるというような私は考えを持っていますので、ぜひその辺のところをまた参考にしていただきながら、ぜひよろしく願いいたします。

もう一つですが、バスが1時間に1本ということで、大変不便なんですね、返納すると。だから、これも一つ参考ですが、南回り、東回りを、役場で中間ですね。それをこういうふうにすると30分置きに回るんですね。そうすると、1時間じゃない、30分に1本という、それも参考ですので、ひとつその辺のところをまたちょっと感想等はまだ無理だと思いますけれども、経費が相当かかるとは思いますがお答えいいですか。

○議長（田島清美君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 町民バス、今2台のところを4台になりますと、またかなりのお金がかかります。その代わりと言っては何ですが、今年の10月から、チョイソコというものを今実証実験でやっておりますので、まずそちらのほうをぜひとも利用していただきたいと思います。なかなか会員登録があれで、非常に面倒くさいという声も聞いていますので、もし町内会とか、

あるいはいきいきクラブ、老人クラブなんかでまとめてそういう説明会等をやってくれと言いましたら、うちの担当職員のほうが出向きまして普及していきますので、ぜひとも議員もそういった声がありましたら、チョイソコを使ったらどうやと。250円で好きなところへ、停留所がたくさんありますので、そういったこともあります。その上で、また財政的に余裕ができたら、町民バスの拡充というのもやっぱり検討していきたいとは考えております。

〔8番議員挙手〕

○議長（田島清美君） 岡田議員。

○8番（岡田文雄君） どうもありがとうございました。

何年後、笠松町も5年後、6年後を目指しながら、いいまちづくりをしていただきたいということで、ちょっと私質問させていただきました。子供のためにも、ぜひそういう通学路は本当にカラー舗装していただければ本当に安全だと思いますので、その辺のところ前向きな姿勢でよろしく願います。どうもありがとうございました。

○議長（田島清美君） 続きまして、3番 高橋伸治議員。

○3番（高橋伸治君） 議長さんより発言のお許しをいただきましたので、発言通告に従いまして質問させていただきます。

第3回定例会に続きまして、ごみ問題について質問させていただきます。

燃える大型ごみの災害的な搬出が記憶に新しい中、10月1日からごみの有料化が始まりました。そして、2か月が経過をいたしました。まず、ごみ全般についての状況でございますが、有料化に伴い、町指定のごみ袋を使用しての搬出は、9割以上正常に機能していると思います。しかし、一部のアパートでは、市販のビニール袋で通路に出されている状況があることも確認をしております。

また、今でもごみの不法投棄があるという話も聞いております。一つは、町境付近の町民と思われる方が笠松町のごみ袋が高いため、安い他の市町のごみ袋を使用して他の市町の収集日にごみを出されているのではないかと。もう一つは、町民が有料化のごみ袋を使用せず、町内の搬出日に町内の田畑や近隣の市町に本当に不法投棄をするという事例があると聞いております。また、年金生活者からは、ごみのリサイクルや有料化には協力するが、年間5,000円の出費は負担となると。このため、可燃ごみの搬出を週2回から週1回、つまりごみ袋が満杯になるまでごみの搬出をしないようにしているという方もございます。このような状況の中、今回は、不燃ごみ、粗大ごみ、緑ごみの3つに絞り質問させていただきます。

まず最初に、不燃ごみについてであります。

松枝地域の搬出状況につきまして、11月8日木曜日に資源ごみ回収所で7時から8時15分まで確認を行いました。4人の町内会の当番の方が資源ごみの回収に当たっておられました。通常の新聞、雑誌、ダンボール、牛乳パックなどのほかに、10月から不燃ごみの搬出場所が資源

ごみの町内回収場所に指定されたことにより不燃ごみが搬出されるようになりました。不燃ごみの搬出には、町内の方の確認やお手伝いは不要となっております。7時から8時までの1時間に、透明な不燃ごみ袋が8袋搬出をされました。今回の搬出8袋全てが自動車による持込みで、通常の瓦礫、金物のほかに扇風機1台を袋に入れたものもございました。8時までで持込みが終了し、町内の当番の方は帰られました。私は不燃ごみの業者の回収状況確認のため残っております。すると、8時5分になりますと、トラックが来ました。8袋を荷台に積み込んで、また次の資源回収場所へ移動するとのことでした。その間、僅か1分ほどの時間でございます。業者に確認をしますと、ほとんど中身は確認せず、各町内会の回収場所から一旦トラックの回収業者の敷地に持ち込み、そこで分別をして再生処理業者に持ち込むということになりました。

次に、粗大ごみについてであります。

笠松町自己搬入施設で11月21日日曜日、朝10時から12時まで確認を行いました。当日は、全ての方が自動車での持込みでございます。運転者を含めて重量を量り、粗大ごみを降ろして再度重量を量り、その差によりまして10キロごと200円を支払っておられました。指定場所で一旦停止し、4個の重量計をタイヤの前にセットし、車をその上に移動させて計量するというものでございました。当日の実績、終日でございますが、20件の持込みがありました。そして、1件のキャンセルもございました。また、当日、電話予約なしに持ち込まれた方がございましたが、予約がないと受け取れないと業者の方と話をされ、そのまま帰っていかれました。1人ございました。当人は、電話予約が必要なことは知らないと言われておられました。

次に、緑ごみについてであります。

松枝公民館での搬出状況でございますが、11月13日土曜日の回収状況は1時間待ちという状況で、町民の方から不満が多数ございました。これは、持ち込まれた緑ごみが大量であったこと、また回収できないものが混在しており、分別に時間がかかったとのことでした。また、10月には業者の移動時間の間際に持ち込まれたため、断れたというケースもあったと聞いております。このようなことを業者に確認いたしますと、駄目なものが回収車に交ざっていると、回収車1台分が不適となってしまう、リサイクル処理を断られるということで厳しくせざるを得ないということになりました。

このような状況から、11月27日土曜日、8時15分から9時30分まで確認を行いました。正面玄関から入り、右回りにフェンス沿いに回り、公民館の建物の西側で業者の方が回収するという流れでした。その日は、業者3人と女性のガードマン1人の体制で回収作業が実施されておりました。緑ごみは、剪定した木の枝や葉、竹、刈り草が長さ1メートル以内、直径20センチ以内となっております。また、回収できないものは、土や実、花のついたもの、わら、毒性のあるもの、とげのあるものは回収できないとなっております。回収場所で業者に渡した時点の

確認作業や選別作業に時間がかかる状況でございました。

当日、11月27日は、回収時間前から待っておられる方が多数あり、前回、11月13日の反省からか、8時15分から回収作業が始まりました。おおむね30分程度の待ち時間で処理がされておりました。大部分の方が自動車での搬入でしたが、自転車の前籠や荷台に乗せて持ち込まれた方、あるいは台車に乗せてこられた方、また乳母車に入れてこられた方などがございました。北風の吹く寒い朝の屋外での待ち時間に大変つらいものがございました。以上が不燃ごみ、粗大ごみ、緑ごみの私が確認をいたしました搬出状況でございますが、この状況についてどのように理解し、今後の方策を考えておられるのかお尋ねをしたいと思います。

最後でございますが、先ほどの長野議員とちょっと質問がダブりますが、現在の不燃ごみ袋は45リットル1種類しかなく、これを使用すると、1年経過しても満杯にならない、あるいは満杯にすると搬出するのに重いなどの声があります。可燃ごみ同様、20リットルの不燃ごみ袋を作ってほしいとの要望が出ております。この件についても御答弁をお願いいたします。

以上で、第1回目の質問を終わります。御静聴ありがとうございました。

○議長（田島清美君） 3番 高橋伸治議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 高橋議員さんからのごみ問題についての御質問の答弁をさせていただきます。

まず、今回のごみ処理の有料化をはじめとする排出方法の見直しの第一の目的は、ごみの減量化、資源化の促進などを目的とし、この取組により環境に優しい資源循環型の町を目指して行ったものであります。これらの改革を行うためには、議員の皆様方をはじめ町民一人一人の協力なくしてはできなかったことと思われまます。また、数十年來の制度を大きく変更したこともありますので、いろいろな意見等もあると思われまます。今後は、課題を洗い出し、検討し、改善できることは見直していくことを考えておりますので、御答弁させていただく前に申し上げさせていただきます。

まず、不燃ごみと粗大ごみにつきましては、議員が見られたとおりであり、有料化前の9月に多くの方が排出されたこともあり、現在のところは排出量が極めて少ない状況で推移しております。今回の制度変更に伴い、町広報紙、ハンドブック、全戸配付チラシ、資源とごみカレンダーの改訂、ホームページ、LINE等により周知、広報を行っておりますが、移行して間もないときは、認識されていない方や慣れていない方もいらっしゃると思われまますので、今後も継続的な周知を行う予定であります。

次に、緑ごみの状況につきましては、各地域1時間という限られた時間の収集ということから、集中、混雑していることは承知しておりますので、収集の機会を増やすための調整を受託業者としているところであります。

不燃ごみ用の小さい袋の製作についてであります。長野議員の質問にもお答えしたとおりでありますので、もうしばらく排出状況を確認させていただき、年度内には御意見を伺う機会を設けさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上であります。

〔3番議員挙手〕

○議長（田島清美君） 高橋議員。

○3番（高橋伸治君） どうもありがとうございました。

まず、ごみ出しの基本ルールでございますけれども、特に皆さん御存じだと思いますが、収集日を守るとか、あるいは7時から8時まで、各町内で決められた集積場所に出すとか、あるいは指定ごみで各町内でこれも決められた番号とか名前を書くとかという基本的なルールというふうになっておまして、先ほど申しました資源ごみの回収場所、今までの新聞とか雑誌、ダンボール、缶、瓶などのほかに、今回新たに不燃ごみの袋が入ったところが追加されたということでございます。それと、あと週に2回の可燃ごみの出し方についても、原則的には同じだと思いますけれども、これも7時から8時までに出すということになっておりますけれども、どうしても巡回の回収車、時間がかかるということで、経験的にはごみの回収車の来るまでに出してもらえればよいというふうになっておると理解をしております。

先ほどの町長さんの答弁でございますけれども、現状は把握しており、ごみの収集の受託業者と収集の機会を増やすため調整をしておるといふ答弁しかございませんでしたが、提案ということで、特に緑ごみについての提案でございますけれども、前提条件としまして、松枝地区とか下羽栗地区は量が多い、笠松地区は反対に少ないという前提に立ちまして申し上げますが、収集回数を増やすということであると、例えば単純に、月2回になっておりますので、月に3回にするとか、あるいは剪定の時期といいますと春と秋ですので、4、5、6とか10、11、12という限られた時間のときだけ回数を増やすという方法もあろうかと思ひますし、また収集場所を増やすというのが一つの方法かなと。松枝地区とか下羽栗地区にはもう1か所ずつ収集場所を作る、新たに設置をするという方法。

それから、これは最後になりますけど、私が特に考えたものというわけではございませんけど、現在の状況のままで、松枝地区、下羽栗地区というのはもともと量が多い。ですから、その限られた時間に2回来る方も見えますし、もともと量が多いので、1回、午前中、例えば松枝地区で7時から8時の1時間の間に来て、もう一回は笠松の自己搬入施設を利用させていただくと。2回利用できますので、そういうことを、今まで多分町の方もPRをしてみえないと思ひます。私も以前までは、松枝地区の者は松枝地区に出すという理解しかしておりませんでしたけど、現状のままで回数を増やすことなく、松枝地区が午前中、下羽栗地区が午前中に出して、もう一回出したい人は笠松町自己搬入施設に出していただくという方法もあるので、そこら辺を検討していただければなというふうにご提案をしたい。その点について、町長さんの考

えをお願いします。

○議長（田島清美君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 様々な御提言ありがとうございます。我々もそういった生の声とか、そういう御提言は非常にありがたく思っておりますし、また先ほども答弁させていただきましたが、年度内に議員の皆さんや、あるいは町内会長さんを代表にしたそういう意見交換会とか、そういった現状を知る会を設けさせていただいて、またその中で皆さんと色々な意見や、またアイデアを賜りながら、少しでも皆さん方が排出しやすい、そして協力していただけるような環境整備に努めていく考えでおりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

〔3番議員挙手〕

○議長（田島清美君） 高橋議員。

○3番（高橋伸治君） ありがとうございます。

最後になりますが、最後、要望事項ということで一つ申し上げておきたいと思ひますが、粗大ごみについて、私個人的には、1週間前の予約の電話というのはどうしても心に残るんですが、それはさておきまして、粗大ごみの質問の中で触れましたけれども、電話予約を知らなかったと言っておられる方がございました。運よくといいますか、たまたまいい人であったといひますか、業者の方が説明したら納得して帰ってもらいましたけど、普通はここへ持ってきたら置いていってしまうとか、そういうような方がおられますので、今後とも周知の必要性と継続をお願ひしまして質問を終わりたいと思ひます。どうもありがとうございます。

○議長（田島清美君） これをもって、一般質問を終結いたします。

なお、本日の会議は延長します。

午後4時半まで休憩します。よろしくお願ひします。

休憩 午後3時20分

再開 午後4時30分

○議長（田島清美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

日程第2 第73号議案について

○議長（田島清美君） 日程第2、第73号議案 笠松町子どもの権利に関する条例についてを議題といたします。

第73号議案 笠松町子どもの権利に関する条例についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

5番 川島功士議員。

○5番（川島功士君） 2点ほど質問をさせていただきます。

議案資料の2ページにあるところですね。まず、前文の中にある子供は生まれながらにしてということが書いてあるんです。その後、定義のところ、18歳未満の人のこと、これらのことということで、胎児については触れていないんですけども、胎児についての保護ということ考えた場合、この条例に含まれるのか含まれないのか。以前、議会でも質問したんですけども、墮胎した胎児のことは汚物というふうにされています。基本的に生まれないものは人間扱いされないという悲しい事例がありますが、そのことについて、この条例はどのように考えられたのかについてが1点です。

もう一つ、第6条、子供が伸び伸びと豊かに生活し、成長するために次の権利を保障します。自分に関することを主体的に決めることというふうに条文には書いてあります。このときに頂いた資料の中には、子供さんからいただいた意見ということで、学校に行くも行かないも自分で決めたいという御意見が書かれてありました。子供さんが御自分が主体的に決めて、学校に行くのも行かないのも自由というのは主体的に決めていただく方向で別にそれはいいのかもしれませんが、日本国憲法には、保護者は教育を受けさせる義務を有しておりますし、教育基本法は小学校、中学校を自治体は設置して、就学させる義務を受けています。学校に行かないというふうに選択をした子のために、笠松町ではスマイル笠松がありますけれども、そこで全部拾えているかという、そういうわけでもないです。もし、行かないという選択肢をした場合に、自治体としてはどういう責務を果たしていくおつもりなのか、町長と教育長にお伺いしたいと思います。

文科省としては、学校へ行かない、いわゆる不登校ということで保護者が責任を問われるということはないという解釈を取っております。しかし、地方自治体から、学校へ行くように一緒に説得をしてくださいというお願いをしたときに、それに応じない場合はネグレクトに当たるという見解を文科省は示していますが、そのことを含めて、笠松町としては、自ら能動的に行かないという選択肢を取った場合、どのような形で教育を保障していくのか、均等な教育の保障を果たされていくつもりでおられるのか、教育委員会及び笠松町に質問いたします。

○議長（田島清美君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） では、私のほうからは、第6条の自分に関することを主体的に決めることということでありまして、議員は今不登校の問題等を取り上げましたが、別にそういう細かな具体的な話ではなく、誰でもやっぱり自分のことは自分で決めましょうという大まかなあれですので、個々のケースを当てはめてしまいますと、こういうのというのは本当に法律論というか、もっと本当に突き詰めた話になってしまいます。それはもちろん自分で決めても世の中いろんなルールもあるし、また人との関わりもある、その中でどうやって折り合いをつけていくかという、これもまた一つのあれですので、これはあくまでも理念としての捉え方でありまして、特に具体的なケースにどう当てはまるかというのは、それぞれ考えていくべき問題で

あり、この条例において、そこまで規定しているものではないと私は理解しておるんですが。
以上です。

○議長（田島清美君） 野原教育長。

○教育長（野原弘康君） 御質問の回答になるかどうか分かりませんが、行きたくないとか、それには必ず理由があると思うんです。もう負担で負担で仕方がない中で、無理やり学校へ行きなさいと、これはやっぱり難しい問題だろうと思うし。だから、子供さんが今抱えている、行きたくないと言っている理由とか思いとか、自分の意見としてどういう思いがそこに
出ているのか、それをきちっとまず話を聞いて、子供さんの理解をして、分かった、ゆっくり休みなさいよと休ませるのも一つの手だろうし、また時間を置いて、本人が行くという気持ちになれば、それは非常にありがたいことだと思うし、だから一番の根底には、その思いを理解するというのが大事じゃないかなと。大人にとってはそこが大事だろうというふうには思っています。

○議長（田島清美君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

1つ目の御質問の胎児についてでございますが、一応この条例案の中には、胎児というふう
に明確に記載はしてありませんが、思いとしては、今長池にあります子育て世代包括支援セン
ターにおきまして、妊娠期から子育て期までというふうに言っておりますし、要保護児童対
策地域協議会の中でも、特定妊婦という形で妊婦さんを見守ってフォローしていくというこ
とをやっております。ですので、もちろん胎児という、まだ世の中には出てきていない状態
ですけども、お腹の中のお子さんが健やかに育たないといけないというのはもちろんのこと
でありますので、その辺も含めて、この条例案のほうは考えております。

[挙手する者あり]

○議長（田島清美君） 川島議員。

○5番（川島功士君） ありがとうございます。

胎児も含めて、胎児の権利も守っていくんだという考え方で条例案を策定していただい
てということはよく分かりましたので、その辺のところはしっかりとそういう方向で進んで
いただきたいと思いますと思います。

それから、教育長と町長の答弁はよく分かりました。しかし、自らのことは自らで決める
ということについて、やっぱりきっちりと勉強してもらわないかなという点が1点と、それ
どうしても一人一人と向き合って、この子にとって何が一番大切で、どういうふうにした
ら一番いいのかということ町の方でも教育委員会のほうもちゃんと向き合って、教育の機
会均等を与えていただけるという意味での答弁だったというふうに理解していいですか。

○議長（田島清美君） 野原教育長。

○教育長（野原弘康君）　そういう答弁をしたつもりなんですけれども、ちょっと話がそれてしまふかな。私どもが願っているのは、誰もが大人になって幸せになってほしいと、社会的自立を果たしてほしいと、それを願っているわけです。子供さんの段階で、それが判断できることと判断できないことがあるから、そのための大人の助言というのがあると思うんですよね。なので、当然理解をしながら、例えば先ほど不登校の子の話題が上がりましたがけれども、不登校の子のことも、私も勉強不足でいけないんですけど、いろんな要因というか原因というかがあって、いろんな特徴があって、例えばうちで閉じ籠もっているのでフリースクールへ行ったほうが良いというふうに判断をする子もいれば、それが違うという状況の子もあるわけですよね。いろんなタイプのお子さんがいらっしゃるって、いろんな段階がある。その中で適した助言というのは何なのか。それがぴたっと合えばいいんですけど、なかなか合わないというところに難しさがあって、合っていれば、多分そういった問題は解決しているんじゃないかなと。

最終的に私が思っているのは、先ほども言いましたが、本当に、今傍聴席にいらっしゃるお子さん一人一人が自分の人生を本当に充実した人生を歩みたいという願いを持っていらっしゃると思うし、そういうことを大人がどう手助けできるかです。それを本当に願っているときに、じゃあその発達段階で何が必要なんだということをきちっと把握して、人生の先輩としてという助言もあるだろうし、自己決定するというのもあるだろうし、その辺のところ個別に、その子にふさわしい選択というのがあるんじゃないかなと、自己決定というのがあるんじゃないかなと、そんなことを思っています。

○議長（田島清美君）　古田町長。

○町長（古田聖人君）　私も不勉強で、またそういった知見も持ち合わせていないんですが、端的に言うなら、これからの社会というのは、みんな違ってみんないい、そういうふうに自分自身でも思えて、そして他人に対してもそう思えるような社会でなければいけない。これまでのそういう常識だとかルール、確かにそういうのも必要かもしれませんが、それを可能性を持った子供たちに上から押しつけるのではなく、アドバイスは必要だと思いますが、その子それぞれの生き方や個性、そして考え方を尊重し、共に成長していく、そういった教育や家庭が笠松町のあるべき姿ではないかというふうに考えているところであります。

〔挙手する者あり〕

○議長（田島清美君）　川島議員。

○5番（川島功士君）　ありがとうございました。

おおむね私もそうは思っておりますが、自治体というのは、やはり日本国憲法と法律にのっとって物事は進めなければいけません。なので、そういう部分というのは表に出なくてもいいので、常に頭のどこかに置いて行動しなければならないというのも、これまた真実であるというふうに思います。ただ、一つ言えるのは、これは子どもの権利条例というふうに名前はなっ

ておりますけれども、基本的に大人が考えなければならないんだと、子供たちの成長と一緒に
なって育てていくんだという思いのための条例ではないかなというふうに思っております。町
長も教育長もそういう形で答弁いただきましたので、今後、教育行政において、そのようなこ
とを念頭に置いて、この条例をきっかけにさらなるそういう方向で進んでいただけるようにお
願いをして質問を終わります。

〔挙手する者あり〕

○議長（田島清美君） 10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 子供の権利を保障しながら、大人もこのことを大切に生きていけ
る、中心になるような条例で、とてもありがたい、自慢できる子どもの権利条例だと思います
が、6ページですけれど、第16条で、町は、子供の権利に関する取組の実施状況について、定
期的に見直しを行い、多様化する社会の子供を取り巻く環境に対応できるよう検討を重ねなが
ら、子供も大人も皆が幸せに暮らせるまちづくりを推進していきますと。このとおりだと思
いますが、この定期的に見直していくには、推進委員会のようなものか何かつくらないと検討す
る場がないように思うんですが、それはどのように考えていらっしゃるのかお尋ねします。

○議長（田島清美君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

定期的に見直しをという、そういう改めて委員会をということですが、今、こ
ども館のほうにこども館運営協力委員会というものがございます。この条例案につきましては、
こども館の基本の方針みたいなものになっておりますので、まずはその委員会の中で検討とい
うか見直しというか、検証というものをしていきたいと思っておりますし、また実際、大人だ
けではなくて、やはり子供さんたちの目線からも、見直しとか、そういうのが必要だとは思
いますので、またこども館の活動の中でそういう機会を設けたりしながら実施していけないかな
というふうに考えております。すぐにこういうのをやりますというのがなかなか言えないん
ですけれども、今後本当に進めていく中で、いろんな場でそういう検討や見直し、御意見等が
いただける場が必要になっているとは思っておりますので、考えていきたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（田島清美君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） そのような方向でいいと思いますが、部長のお言葉で言えば、必ず子
供さんも参加した形であるというふうに考えるんですが、それでいいですか。

○議長（田島清美君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

やはり子供さんたちの御意見とかは大事だと思っておりますので、そのように進めていき
たいと思っております。

[挙手する者あり]

○議長（田島清美君） 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） ありがとうございます。そのようにお願いいたします。

[挙手する者あり]

○議長（田島清美君） 間宮議員。

○1番（間宮寿和君） 今、川島議員がいろいろおっしゃられたこと、そのまま全てだなと思う中で、私も子供たちがワークショップ等、ずっとやってきたものを見せていただいております。その中で、もちろん子供たちも純粋な意見をその場に出している、その姿を見たときに、大事なことだなということを実感したわけです。また、そこの講師であったり、またスタッフの方々、父兄の方々、進行を務めていただいた方々が上手に子供たちの意見を吸い上げる、その姿を見たときに、このようにすれば、子供たちの純粋な意見は聞けるんだなということその場ですごく感じました。

その中で、今、川島議員が最後におっしゃられたところが全てだなと思うところが、いわゆるこれは子ども権利の条例なんですけど、大人たちの役割、規定の理由のところにも書いてありますけど、いわゆる大人たちの役割というところが一番大事なのかなということを感じます。こういう活字にしますと、先ほど来町長や教育長もお話しされていますが、一個一個を揚げ足取るかのような、また言葉が走ってしまうようなこともありますので、一つ一つの言葉は大事な部分ではあるのですが、いわゆる子供たちがこれから生きていく中で、教育を受けていく中で、私たち大人がいかに子供の目線になって、そして子供から意見を聞いて、そのスタイルができるかどうか、これがこの条例の一番の肝になるんじゃないかなということすごく痛感しております。

この点で、今、町長、教育長等の御答弁はいただきましたので、あえてあれなんですけど、1点だけ。よく今言われているスポーツの部門の指導者の意見として、結構やはり問題になっていますね。いわゆる言葉としてはパワハラであったり、セクハラであったりという言葉がここ数年出てきておりますが、子供たちに対しての指導方法というところにおいても、今非常に問題になりつつあるところはございます。そういう意味で、学校教育、また笠松町としての考え方は十分分かった上で、今度はスポーツ少年団であったり、体育指導であったり、そういう部分においてもこの子ども条例というものをいま一度分かっていただいた上で、子供たちの指導、また子供たちへの接し方というのをしていただきたいという思いが非常にございますが、その辺りはどのようにお考えなのかをお聞かせください。

○議長（田島清美君） 野原教育長。

○教育長（野原弘康君） 特に部活といいますか、スポーツ指導者に関わっては、羽島郡の二町教育委員会のほうでも部活指導者講習会というのがございまして、そのところで毎年部活動

の在り方とか、子供への指導の在り方等について指導者にはお願いをしているところがございます。それをきちっとこの子ども条例と併せてお伝えをしていきたいということを思っています。

○議長（田島清美君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 改めて申しますまでもなく、たとえスポーツのこういう部活、あるいは練習においても、パワハラとかセクハラというのは一種の犯罪行為でありますので、これはもう絶対にこれからの時代というか、もう過去からやってはいけなかったのを習慣のようにやられていた。これがいろんな世間をにぎわすようなスポーツ会のスキャンダルとか不祥事につながっていると思います。やはりそういったところは、何よりも子供たちの立場に立って、やっぱり一番今子供が楽しくスポーツをしてもらうことが競技力の向上につながっていきます。

最近、例の新庄監督、ビッグボスが非常にそういうふう選手を盛り上げる。やはり指導者の在り方もこれから変わってくると思います。これは、スポーツに限らず、会社の中や、あるいはそういう地域の中でも、今までのように頭ごなしで決まっているからこれはこうだという、俺たちはこういうふうに来てきたんだというような経験とか、自分たちがそういうふうに行われたから下の者にやるんじゃないでなくて、やっぱり今の時代の流れに合わせる、あるいはそういうしっかりとした人権を配慮する、そういったやり方はもう求められてくるし、やらなきゃいけない時代だと思いますので、この辺りは学校においては教育委員会や学校側としっかり連携しながら、しっかりとした指導者育成というのも図っていきたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（田島清美君） 1番 間宮議員。

○1番（間宮寿和君） ありがとうございます。

今、教育長、町長等の御答弁いただき、ここにいる大人方、メンバーの方々は当然皆さん同じ意見のあれだと思んですが、やはり父兄の方を含め、指導者の方を含め、現場で今見える方々、先生方も含め、やはり考えは持っていないもなかなかできないという現実というものもあると思います。そういう方々においても、こういう条例ができたんだ、いま一度大人が考えなくちゃいけないんだということを認識してもらうために、ある意味場を持って、こういう条例ができたんだよということをきちっと知らしめていただきたい。そして、一人一人の、要は教育者も含め、大人がいま一度こういう条例をきちっと読み上げることで、子供たちとの触れ合いを考えてほしい。そのきっかけになる条例であってほしいと思いますので、そういうまた場をぜひ設けていただきたいと思います。よろしくお願いします。

〔挙手する者あり〕

○議長（田島清美君） 9番 安田敏雄議員。

○9番（安田敏雄君） 時間も大分進みましたけど、一言だけちょっと言わせてください。

この条例も令和4年3月1日から施行ということで、資料を読ませていただきますと、子供さんたちの切々なる意見がいろいろ書いてあります。今、間宮議員が言われたように、今日もたまたま岐阜新聞に、岐阜聖徳学園大学の野球の大会が第1回で、大きく見出しでパワハラのこと書いてありました。そんなふうで、この聖徳学園大学の硬式野球は、第1回の野球大会を昨日か一昨日行われたそうです。その趣旨は、もう指導者もどなることは駄目だ、とにかくどなったり怒ったりしたら、その指導者は排除する。それで、やっぱり選手は褒めて育てよというようなことで、たまたまその監督のコメントが載ってありましたのが私の身内でございますので、今日子ども条例でちょっと新聞を持参させていただきました。そんなふうで、今後、この条例が子供たちを束縛するんじゃないかと、これをしっかりと大人が読んで、やっぱり子供が伸び伸び育つ条例でないといけないんじゃないかなと思います。

それで、今、もちろん中学、高校でもそうですけれども、制服の見直しとか、校則の見直し、それをどんどん今進めているような世の中ですので、この条例が子供たちにとって、伸び伸びと育てる条例になっていただくのが我々議会の役目だろうと思いますし、保護者の方もそれをしっかりと見極めていただいて、やはり家族が第一、地域が第一ということをしっかり考えていただきたいと、このように思っております。

そんなところで、町長に一言だけお願いしたいのは、第15条、もし子供の権利侵害についての相談を受けたとき、関係機関と連携し、解決に向けての助言や支援を行いますというようなことが書いてありますけれども、意見を酌み取って助言するというのはなかなか難しいことだと思いますが、今現在の進め方として、この助言を受け取るタイミング、それはどんなふうを考えていらっしゃるのか。教育長さんでもいいし、町長さんでもいいんですが、今後どういうふうに吸い上げを持っていくのか、そこら辺の連携、保護者、学校、それから地域、それをどういうふうに把握されるのか、そこら辺のことを最後にお願ひしたいと思います。

○議長（田島清美君） 野原教育長。

○教育長（野原弘康君） 子供たちの表情の変化というか、それをつかめるのは一番はやっぱり学校だということは私は思っています。先生方がどう一人一人と向き合って、ちょっと今日この子、何かつらそうやなとか、何かそんなような表情を見せたときに、どう声をかけて、そしてその胸の内を引き出していくか。そのところで、この場でいいかな、例えばヤングケアラーであるとか、虐待のことであるとか、ネグレクトのことであるとか、お子さんの表情から分からないことでも、ぐっと入っていく中で、もしそういったことが出てきた場合、やっぱりこれは関係機関という、子相とか、町の福祉課のほうですか、こちらのほうにも連携を取って、そしてその子を守るという体制は今も取っております。

継続の支援というのものも、支援、あるいは見守りといいますか、こういったことも今行っているところでございます。一番いけないことは命をなくすこと、それが一番いけない。そこま

で追い込んでしまうようなことがあっては絶対にいけないと。それは、2年前の7月6日、岐阜市で起きたことも含めて、私の胸に強く残っているところがございます。だから、できるだけ子供の思いを察する、気づく、そして理解する。そうしたことが大事だし、即効性が必要ならば、すぐそうした関係機関と連携を取って対応するというのを大事にしたいというふうに思います。

○議長（田島清美君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 今、教育長さんが言われたとおりでございます。学校で起きることは、まず学校のほうで一番把握していただくことが大事でありますし、問題が起きそうなときは、早い段階で町とも連携し、そして学校だけでできない部分がありましたら、町が仲立をして、専門家とか県とか、あるいは関係機関としっかりと協議をし、まずやはり大事なものは、子供の命を絶対を守る。そのためには、どんなことでもしなきゃいけないと私は思っています。これは、我々笠松町ができる全てのものを注入して、これをやっていく。これは、最重要な課題だと思います。

それには、やはり日頃から学校や教育委員会、町、そして地域、そして議会の皆さんが常に一緒になって子供のことを考え、連携を密にする、そういったことが重要であります。やはり、平生からこういう意見を交換しながら、そして今何が起きているのかということを一早く察知し、対応できる。これからもそういう体制づくりの強化には全力で邁進したいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（田島清美君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

7番 伏屋隆男議員。

○7番（伏屋隆男君） この権利条例そのものに対しては私はいいと思うんですけども、ただ権利となれば、当然ながら義務があるわけです。義務については、子供の役割の中に、1番目に書いてある自分の権利について自覚し、よく考えて行動することを通じて、自分の権利を実現するよう努めること。そして、2番目に、他の人の権利を認め、尊重し、その権利を侵害することのないよう努めるというふうに書いてあるんですが、やはり社会のルールというのがありますので、そのルールを守りながら成長していく。それを、大人、そして学校、いろんな場面で子供たちを見守って成長させていくということが必要ではないかなということを思っております。そのことがあまり触れられていないんですけども、それについてはどうお考えですか。

○議長（田島清美君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

まず、社会のルールでやはり守らなければならないものというのはあると思います。ただ、

その社会のルールというものは、今つくっているのは大人がつくっていると思います。それで、そのルール全てが子供にとっての正しいルールかというところ、そこもまた考えなきゃいけないところだとは思いますが、ですので、守らなければならないということについては、子供たちがどうしてそれを守らなければいけないのかということを考える機会が必要だと思えます。ですので、子供さんたちの声も聞きながら、子供さんの意見、それから大人のアドバイス、そういうものを子供さんも理解してもらいながら、必要なものは守っていただき、それが本当に必要かどうかというのを考える。そういうことをしながら進めていきたいと思えます。

もちろん自分の権利だけをやっぱり主張するというものではございません。ここの中にも書いてありますが、自分も、それから他人のことも考えて、お互いに考え合いながらしていかなければいけないということを記載しておりますので、明確にルールを守るということは記載しておりませんが、そういう意味合いで記載をさせていただいております。

〔挙手する者あり〕

○議長（田島清美君） 8番 岡田文雄議員。

○8番（岡田文雄君） 最後になりますが、笠松で子ども条例ができますが、せっかくですので、町に核、保護者、地域住民が町のほうに全部名前が載っていますね。その核というものがなくて、笠松町に子供課、子供推進課とか、そういうものを創設していただき、その中には、職員と、それからあとボランティアの保護者とか地域住民が3輪で一緒になって、その課を設けていただきたいと思います。その考えはどうですか。

○議長（田島清美君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

現在も福祉子ども課がありまして、その福祉子ども課の中で、今この子どもの権利条例の案を出させていただいております。福祉子ども課が主体でやっておりますが、新しくできます子ども館についても、今福祉子ども課のほうで取り扱っております。ただ、福祉子ども課だけではやはり難しいかと思えます。長池の福祉健康センターに子育て世代包括支援センターというものもございます。そういうところと連携をしながら進めていきたいというふうに思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（田島清美君） 8番 岡田文雄議員。

○8番（岡田文雄君） ありがとうございます。

せっかくこういう機会ですので、もっと表へ、前面に出ていただいた課にさせていただきたいと思えますので、よろしくお願ひします。終わります。

○議長（田島清美君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

4番 尾関俊治議員。

○4番(尾関俊治君) 今回、子どもの権利ワークショップを5回開催していただいて、本当にすばらしい子ども権利に関する条例を検討していただいて、本当に感謝しております。私は、この条例について、やはりもっと多くの子供たちに知ってもらいたいと思いますので、できればですけども、学校の例えば道徳や総合学習の時間に年1回でも結構です。子どもの権利に関する条例について学習、また意見を出し合って、話し合ってみてはどうかと思うんですけども、そのことについての意見をよろしくお願ひいたします。

○議長(田島清美君) 野原教育長。

○教育長(野原弘康君) 学校のほうでも人権学習というのを行っております。そうした人権週間とかございますので、そこと関わらせながら、その時期になるのか、あるいは4月当初になるのか、これは分かりませんが、この条例ができた背景、そうしたものを含めながら、どうしてこの条例ができているんだと、そして子供たちに、あなたたちに期待することはどうということなんだということも含めて、そういった考えるというか見詰めるというか、そういった場を学校のほうでも設けていきたいというふうに思っております。以上です。

[挙手する者あり]

○議長(田島清美君) 4番 尾関俊治議員。

○4番(尾関俊治君) ありがとうございます。

この条例をより多くの方で共有できると本当に私もいいと思っておりますので、皆さんでしっかり話し合って、理解していただくことを願っております。できれば、例えば授業参観等のときにやっていただけると、皆さんもっとさらに多くの方に知っていただける、考えていただけると思っておりますので、そこを願って私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長(田島清美君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については、討論を省き、直ちに採決いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

[「異議あり」の声あり]

これより討論に入ります。

7番 伏屋隆男議員。

○7番(伏屋隆男君) この権利条例に賛成で討論をさせていただきたいと思ひます。

この権利条例の目的の第1条、この条例は、児童の権利に関する条約(平成6年条約第2号)とありますが、もともと1989年の国連総会においてこの条約が批准され、そして日本は

1994年、平成6年にこの条約に加盟する批准をしたわけです。それが基になってこの条例というのが今日できるということになるわけなんですけれども、ところが、平成6年から来て、今日までかなりの時間がかかったわけですね。なぜ時間がかかってきたのかというと、日本の中でいろいろ子供に対する虐待だとか、いじめだとか、いろんな事件がありました。しかし、それをあまり問題視してこなかったというのが現実じゃないかと。近年、学校の中のいじめに対して、教育委員会をはじめ、いろんところで問題が大きくなって行って、こういった発想になった。我が議会といたしましても、この議会での提案として、権利条例を制定してはどうかということを議決して、今日の町からの提案ということになったわけです。

したがって、いつの時代でも、子供というのは宝物であり、健やかに成長させていかなきゃならない。これは、先ほど皆さんからも話がありましたように、大人の責務でもあるわけであります。したがって、この権利条例を制定することによって、笠松の子供たちが健やかに、立派に大人になっていただくことを願いつつ、この権利条例に賛成をいたします。

○議長（田島清美君） ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

これにて討論を終結いたします。

本件については、起立により採決を行います。

本件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第73号議案は原案のとおり可決されました。

散会の宣告

○議長（田島清美君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後5時09分

